

平成23年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成23年9月8日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

○出席議員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 今村好市君 | 2番 | 荒井英世君 |
| 3番 | 川野辺達也君 | 4番 | 延山宗一君 |
| 5番 | 小森谷幸雄君 | 7番 | 黒野一郎君 |
| 8番 | 市川初江さん | 9番 | 青木秀夫君 |
| 10番 | 秋山豊子さん | 11番 | 荻野美友君 |
| 12番 | 野中嘉之君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|--------|
| 町長 | 栗原実君 |
| 教育長 | 鈴木実君 |
| 総務課長 | 田口茂君 |
| 企画財政課長 | 中里重義君 |
| 戸籍税務課長 | 長谷川健一君 |
| 環境水道課長 | 鈴木渡君 |
| 福祉課長 | 永井政由君 |
| 健康介護課長 | 小嶋栄君 |
| 産業振興課長 | 山口秀雄君 |
| 都市建設課長 | 小野田国雄君 |
| 会計管理者 | 荒井利和君 |
| 教育委員会 事務局 会長 | 根岸一仁君 |
| 農業委員会 事務局 会長 | 山口秀雄君 |

○職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 事務局 長 | 小野田 吉 一 |
| 庶務議事係 長 | 伊 藤 泰 年 |

行政安全係長兼
議事事務局書記

根 岸 光 男

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○一般質問

○議長(野中嘉之君) 本日の会議は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、秋山豊子さん。
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番(秋山豊子さん)登壇]

○10番(秋山豊子さん) おはようございます。大型の台風12号による被害が全国的に拡大した中で、中でも近畿地方におきまして大きな被害が出ております。今回の台風12号によりますと、いまだ行方不明の方が55名、そして死者が54名という本当に大きな被害でありました。そして、各自治体の復旧ですか、それが一日も早く進みますように願うばかりであります。

本町におきましては、その台風に対しましては大きな被害もなく、本当によかったなと思っております。また、一番うれしかったのはお米が放射能に汚染をされていなかったということで、生産者の方は胸をなでおろしたのではないかなというふうに思っております。そういうことで、私も通告をいたしておりますので、それに従いまして質問をさせていただきます。

東日本大震災から6カ月になります。全国各地の避難所では、依然として不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々の支援には、国はもちろんのこと、被災自治体によるいち早い被害者情報の把握ときめ細かな行政サービスの提供が求められます。災害直後には被災者支援に必要な膨大な行政事務の効率化が求められます。何といても平時からの備えが重要であります。今回質問いたします被災者支援システムは、1995年、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムです。

同システムは、災害発生時に自治体が行う復旧業務や被災者に必要な支援をスムーズに実施することを目的としています。住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被害状況を入力することで罹災証明書の発行、支援金等の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理できるシステムであります。災害発生時、何よりも人命救助が最優先と考えます。そして、必要なのは被災者への支援であります。中でも、生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。課長ご存じとは思いますが、発行時には住民基本台帳、家屋台帳、被災状況の3つのデータベースを照合確認する必要があります。これらが独立して存在している場合、災害時に照合確認作業に手間取り、罹災証明書一つ出すにも時間がかかります。何といても平時からの備えが大事であります。そういうことを踏まえまして、システムについて課長がどのようなご認識があるかお伺いをいたします。

○議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) この被災者支援システムにつきましては、管理内容については今議員おっしゃ

ったとおりであります。結論から申し上げますと、これらの関係について、私も十分承知していないところがあったということで、早速いろんな業者等にすぐにこれは取り入れて動くのかどうかということで勉強しました。結果的には、先に結論を申し上げますけれども、このシステムについては有効性はあるというふうに認識しておりますけれども、まずもって研究したいということで思っています。

これを調べてみますと、このシステムを取り入れるためには、この西宮市の技術講習会というものがあります。技術講習会には例えばNTTの東日本、あるいは日立のソリューション、あるいは近くでいきますと両毛システムズと、専門業者が技術的に習得しないとシステムが動くような形にならないということがありますので、まずは研究したいと、そんなことで考えています。あわせて、その際には当然業者が動くわけですから費用もかかるということですので、有効性は十分、今回の質問も含めて理解できる場所ですので、現実的にまたこのシステムを取り入れているところで、ライセンスを持っているところが、群馬県でいけば前橋市と高崎市しかないという状況もありますので、いずれにしてもそれらについて研究したいということで思っていますので、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今課長のご認識を伺いました。そういうことで、それでは本町ではこのシステムについて導入をお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 当然研究するということでありますし、また内容については、議員がおっしゃられているとおり、すべてのものが素早く管理できるというシステムですので、先ほど申しあげました費用の面と併せて導入に向けても当然研究するのですから、そういうことも念頭に置きながら研究してみたいということです。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今回の東日本大震災、そして台風12号などで各自治体が本当に大きな被害が出ております。そういう中で各自治体ともこのシステムについては調査研究をされております。そういう観点から本町では、私もこれを通告いたしましたので、その被災者支援システムについて調査研究をどのようにされたのか伺いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 内容的には、通告されまして、この関係のまず動くためのパソコンの動作環境といえますか、いろんな、例えばパソコンについても古いものがあったり新しいものがあったり、あるいは西宮市でつくったシステムそのものがどういう形ででき上がっているのかというところが、ホームページで見ましたところ担当職員ではなかなか理解できないというところがありましたので、専門の業者を呼んで、具体的には町と契約しています両毛システムズ、そこの会社でわかる方をこちらに招いて研究している、まだ本当に取っかかりの段階ということでご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） このシステムにおきましては、今、日本全国で災害が発生しておりますので、各

自治体ともに真剣に研究をされております。そういう中で、またこのシステムを稼働させるまでには時間がかかるのですね、いろんなことをやりますので。そのためには今から、平時のときから準備を重ねていくということが大事になってきます。

1つは、私も質問をする以上は調査をいたしまして、奈良県に平群町という町があります。そこではシステムをスタートさせるまでに担当者の方が最も苦心したというのは、先ほどもお話をしましたように、住民基本台帳、そしてシステムの基盤となります各種データの収集、そして一番障壁になったのは、例えば住基データはそちらの平群町では住民生活課、そして災害時要援護者名簿データは福祉課、そして家屋データは税務課とといった、壁を越えて各課ともに横断的に連携をしていかないと、推進となった場合に大変な思いがあるわけなのです。

これはその自治体が、うちでいえば本町がそれを独自に開発しようとなりますと、各課の横断的な連携が大事となりますし、また各組織をつくって、そしてそこでいろんな収集、データの把握とか、先ほど課長がおっしゃいましたパソコンへの入力とか、そういった業務は大事になってきますので、その各課が真剣に取り組まなければなかなかできないというのが大変なところであるわけなのですよね。

平群町では各課との横断的な連携をした中で、そしてそういう存在的、それをきちっとやりましょうという組織をつくり上げシステムを稼働させたわけなのです。そういうことで委託ではなく、自分の町でこれをつくり上げて、今ではそれが稼働いたしまして、毎日リアルタイムに情報が夜9時になると一日一日の新しい情報がそこへ入り込むという、そういうシステムをつくり上げました。

そういうことで、先ほど課長が経費の面もあるんですよということでありましたけれども、これはやり方によっては経費面などはかからないのではないかなと私は思っておりますけれども、私が7月に調べましたところ、今500自治体がシステムを稼働しております。今、前橋と高崎がやってるんですよというお話がありました。渋川市でも今回の9月補正で予算づけがしてあります。それも何十万の予算であります。そういうことで本当にやろうとなればそんなに経費を使わなくてもこのシステムは稼働できるのかなというふうに思っておりますし、もう一つ、総務省ではそのソフト、それを各自治体に無料で配付をいたしておりますので、その辺も使えばより一層経費の削減にはなるのかなというふうに私も思っております。

その経費面などでは、兵庫県の西宮市の職員で阪神大震災の最中に必要に応じて開発したもので、職員がそれを立ち上げたわけですね。それを運用すればコストはほとんどかからない。民間に委託したとしても、先ほどもお話をいたしましたけれども、導入費用は数十万円で済みますということなのです。既存のパソコンがあれば十分対応ができると言われております。本当に災害はいつ起こるかわからないということで、私はいち早い段階で準備をしていくのが大事なかなというふうに思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、東日本大震災におきまして、本町でも現地に派遣した職員から現地の聞き取り調査などはしているのかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 議員さんがおっしゃられた派遣の関係、承知のとおり2名ほど派遣しました。具体的な活動については、申請事務だとか、そういうお手伝いをやってきたということなのですが、

やはり現場に行きますと、職員でやれること、あるいはがれきだとか、いろんなことが同時に起こりますので、基本的には事務的なお手伝いをやってきたということで、現場の混乱といいますか、それらについては大変だったという報告書をいただいております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうしますと、その報告の中には本町に取り入れるような、そういう事例というのですか、そういうものはあったのでしょうか。その辺の把握というのはしているかどうかということですね。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 一つ一つ町の防災体制に照らし合わせてこういうものを入れたほうがいいだろうというところまでは報告書には載っておりませんが、結果としてやはりいろんなものに備えなくてはならないということで思っています。具体的には午後にも防災計画等々の質問もありますけれども、やはり実際動けるようなシステムを、このシステムも一つでしょうけれども、これからつくっていかなくてはならないと。

改めて今回、今の担当になりまして感じているところは、やはり防災計画、どこの町村も膨大なものが網羅されないような形でできていますけれども、より簡潔に、だれがどういうことをやるのだというところ、あるいはどこまでしかできないのだと、そういう形でやっていかないと厳しいのかなという気がします。ここ幾日か、本当に災害が同じ年になってくるのでしょうかけれども、災害の関係が報道されるについて、そんな認識を新たにしているところです。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） この被災者支援システム、これをつくり上げるということは、本町だけでやろうと思うときには時間もかかり、労力が大変かなというふうに思いますけれども、そして今私も質問は総務課長にしてありますけれども、これが稼働となりますと、先ほどお話をしましたように、そういう何課何課でこういうふうに連携をしていくわけですね。そうしますとこれをやるのだという思いがなければ、各課であってもいろんな平時の事務処理などもありますので、なかなか先に進むということは大変かなというふうに思うわけなのです。その調査研究の中にそういった、もし本町でやった場合はどうかなという、そういうことで多少の、シミュレーションではありませんけれども、そういうお考えをお持ちになりましたでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 先ほど来の繰り返しになりますけれども、具体的にいついつまでというところについてはやはり研究の取っかかりだということで先ほど申し上げました。できるだけこういうものについては、早目に結論は出したいと思っておりますけれども、全体の中のという位置づけですので、先ほど議員おっしゃられたところにちょっと戻ってしまいますが今、行政、民間の電算業者等いろんなシステムを取り入れています。A社とB社のデータがすぐに連携がとれてやっていけるようなシステムには厳密にはなっていません。逆に言うと個々の業者が自分のところのことです。互換性を持たせるためにはやはりそれな

りの費用もかかりますし、それと現実的にできるかできないかというところから入って、費用の面ということですので、今言われた例えば戸籍の関係あるいは福祉の関係、同じような会社を使っていけばいいのですけれども、それと今度西宮でつくったデータの関係がうまく互換性があるってスムーズにいけば費用もかからないと思うのですけれども、そういうところも研究しなくてはならないということで思っていますので、いついつまでにとすることは申し上げられませんけれども、やはり有効性があるということでは承知していますので、研究したいということですので、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も先ほどこれを稼働しているのは500自治体ぐらいあるんですよということを申し上げました。そういうことで、企業というか、そういう委託する先、そこばかりを重視をしないで、500もあるわけですので、いろんな自治体の事例を調査研究をして、いかに自分の町に経費がかからず導入できるかということの研究することも大事ではないかなと思うのです。そういう資料となるものがあふれているわけですので、そういうのをうまく使って、そして一日も早い稼働を進めていただけたらなというふうに思うわけなのです。

これは私の提案でありますけれども、被災者支援システムの役割、これをやるとなったときに役割や運用について本町の全職員に周知徹底をして、そのことに対しての研究や訓練を実施してはどうかなというふうに思っております。早く言えば、機械がやることであったとしても、やはりそのシステムについての把握と、そしてそれを使っての訓練というのは、瞬時ではなかなかできませんので、平時からそれを研修して、そして訓練しておくということも大事かなというふうに思いますので、その辺もお含みおきをよろしくお願ひしたいと思います。

東日本大震災を教訓にして、このシステムの重要性と平時からの導入、また運用体制の構築の重要性を、本当に大事だと思うのです。私も党の関係もありまして、リアルタイムでどこの町がやったとか、どこの市がやったとかという情報が入ります。それを聞いたり、またその資料を見せていただいたりいたしますと、各市町ともに独自性を持って、そして取り組んでいるなというふうに思うのです。瞬時に災害が、今回も板倉町ではありませんでしたけれども、起きた場合に、何といたっても人命の救助が一番ですけれども、こういうシステムをつくっておけば、自力で自分の身を守れない要援護者の方々のことなどもやはりこういうシステムの中に、個人情報的なこともありますので、なかなか全部を入れるということは難しいのかなと思いますけれども、その辺もお考えをいただきまして、できましたら早い導入をお願いしたいと思っています。

先ほどいつまでにできるんだよということが言えないというお話がありました。私も前の防災無線に対してもお話をいたしました。この間、上毛新聞を見ましたら、1市2町ではそういう話はあるけれども、それは遅々として進んでいないという報道があったわけですよ。お金はかかりますが、やはり1市2町でそのことについて真剣に話し合いをして、そして削れるところは削って、もしそういうふうに連携して、1市2町連携してできるところは瞬時にいろんな知恵を出し合いながらやっていくということも大事ではないかなと思っておりますので、できましたら被災者支援システムについても、この近隣でもそういうお考えをしておりますので、その辺の把握をしていただきながら早目の導入をお願いしたいと思います。全体的に課長のご答弁は伺いましたが、町長はいかがでしょう。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 当町においてさまざまな被害の想定がされるのですが、基本的にはまず水の災害であろうと。地震については、いずれももちろん当然あり得ることですが、地震については予知もできませんし、即座の対応で決まるわけですから、比較的個人の対応の面をソフト的に指導していく以外にないのかな。その後の起こった結果について迅速な救援体制をとるといふ、そういうこと。水害については、逆に言うと2時間ぐらいいわゆる余裕が多少ありますから、対応の違いはあろうかと思っております。

ただ、いずれにしても共通していますのは、先ほど議員おっしゃられましたように、防災無線を入れて無線を流せばそれで済むのかということですね。どこにだれが、無線を流して100%聞いてくればいいのですが、聞いた人は避難して聞けなかった人はどうしたのかとか、あるいはその地域にどれだけの弱者がいる、あるいは高齢者がいる、聞けると思った人でも聞けなかったとかですね。ですから、一般論で物を言うことでなく、その基礎になるのはすべてまず調査業務です。そういうことを今回ここに、これが板倉町の防災計画ですから、秋山議員は当然お読みになって内容等も十分検討されて、逆にお聞きをしたいところもいっぱい、例えば今話を聞いているとあるのです。それにしても、そういうことで計画はみんな立派につくってあるのですね。ただ、これはもう古いですから、ちょうどこの契機、この機会に直しておこうという考え方は持っています。

ただ、美辞麗句を並べて、実際に今言ったように無線を入れろ、システムを入れろといっても、その前にシステムに入力をする調査業務はやっぱり人間がやらなくてはならないのです。残念ながら、今現在板倉町も今まで立派な計画は持っていますが、計画が具体的に進んでいないという状況もございまして、今、実は10月2日に向かって、今の時点が一番大事だと私は思っています。2日に向けて各行政区長さんに、いわゆるプライバシーも乗り越え、守秘義務とかいろんなことも乗り越えながら、しっかりと自分の地域にどういう方々が住んでいて、どういう連携がとれるのか、どういふ声をかけながら一緒に避難できるのか、例えばそういったことの基本になる調査業務を今お願いをしております。

例えば10月2日の本番になって1,000年に1度か、あるいは人によっては起こらないだろうと安易に考えている人も当然いるはずですから、参加率を本当はできるだけと思っても、でも避難場所も現実としてないことも事実ですし、例えば南でいえば南地区には小学校と防災ステーションきりないですから、そうすると、飯野のほうの人はまあ今回はいいだろうとか、きっと模擬訓練ということはそういう意味で安易に考える傾向もありますから、どの程度、例えば今の時点でそういう自分でできること、幾ら練習でも行政が言ったことに対してどれだけ信頼を持って動いてみようかと考えるかどうか、そういったことも含めて調査を今回10月2日にとりあえずやってみて、ということで、今そういう意味では行政区さんに、隣組、その行政区にとって呼び名はいろいろあると思うのですけれども、行政区があり、その下に、言葉は適当かどうか、部落といういわゆる集落の制度があり、その下に隣保班とか隣組とか、いろいろ呼び名はあるでしょうけれども、あります。でも、それは最低、今の単位で見ますと15軒から20軒程度。大きい行政区によるとその最低の単位が30軒にもなるわけですね。それを1人の人がぱっと回って、例えば周知できるのかどうか。無線を流したとて、だれが逃げたか確認作業をしている間に水は来てしまうのですから。ということを考えてときに、いかにまず命を、まず退避作業を順調にやらせるかということをもっと今最優先をしているのが事実です。

その後、死亡者ゼロを目指して頑張っていて、それとともに、もちろん今言われる、では例えば体育館に逃げた方々をどういうふうに支援をしていくとか、正確な情報をどういうふうにつかむかということも、当然システムを使うか、あるいはパソコンを使うか人間がやるのは事実ですから、これからそれらについては、もちろん効率よくできるものを、しかも安価で最優先で考えていきたいと思っております。

幸いこのシステムは100万円も用意すればできるのだという、お金の関係についてはそんなに難しい問題ではないと思います。ただ、現実論として今まだそれよりもやるべきことは一番下の、一番底辺のだけれどここにおいて、今度はだれが責任を持ってその人に寄り添って避難のコンタクトをとっていくかということが、それは機械ではできません。システムが幾らあってもできません。

そういうことも含め、今その一番底辺の組織づくりを大事にしているところでありまして、基本的にはこれをいつ導入するかということも明言はできませんが、今言った問題を一つクリアをして、そうすれば、例えば24区にはどこのどういうところにこういう立場の人がいる、組織体はこうなっている、それを全部打ち込んでいけば、そのときには例えばこれがいいとすればこれを入れるかもしれませんし、また一定の期間の中にやっぱり全国が真剣にこういったものに対応していますから、よりよいものもできるかもしれません、短期間で。

そういうことも含めて技術の進歩を見ながら、議員が言われる西宮という限定は特別想定はしていませんが、やはり人間よりも機械が計算をして瞬時にぱっと出るということは有効だと思いますから、その趣旨については消去をするものではありません。ただ、今一番何が重要かという優先順位において、一番に調査業務をまず優先をし、それとともに役場が例えば「逃げろ」と、あるいは「お願いします」と言ったことに対して、いずれもこういったことは起こる得ると体感していても、恐らくその日は勤めがある、あるいはその時間では御飯、飯番だとか、多分女の人だってわかっていても出てこない。それを出させるために教育も含め推進をして、それと並行して今言ったことも必要なことですから、だからこれが1番ではございません。2番目ぐらいになると思いますので、まず1番を進めていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁で、今全国的にこれだけの災害が発生をしております。そういう中で私の質問を美辞麗句を言っているだけでは困るんだというお話がありました。そのように町長もおとらえになられたのかなと思うと少し残念でありますけれども、全体的なお話をお伺いいたしますと本当に町民を思う気持ちもとても伝わりますので、私も感じましたが、私も美辞麗句で質問をしているわけではありませんので、何とか町がそういうシステムを使って少しでも災害を軽く受けとめることができればいいかなというふうに思った一つの提案を質問としてさせていただいておりますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

〔秋山議員さん、ちょっと一言だけ〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 今、美辞麗句と言いましたが、計画は美辞麗句ばかりで飾られていると。秋山議員さんが美辞麗句を並べていると言っているつもりはないので、誤解のないように。こういうものもみんな美辞麗句ばかりなのです。だから、これをどういうふうにするかという一番底辺の問題が、いわゆる行動的な

計画の具現化がされていないということで、それに取り組んでいると、そういうことで誤解のないようにしてください。いつも尊敬をいたしております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） わかりました。町長がきちっと質問に対してお答えする姿勢が今見えますけれども、私も先ほど町長の言った防災無線に対してもだれが聞いているかわからないのにと、本当にそういうところもきちっと把握をした上での防災無線の質問でありますので、その辺はお含みをいただきたいというふうに思っております。

それでは、時間も限られておりますので、次の質問に移らせていただきます。障害のある子供の親にとって、親亡き後の行く末には不安があり、誠実な悩みであります。財産管理や契約行為を本人にかわって援助者がサポートする成年後見制度などの支援策がありますが、自治体の浸透がまだまだの感が私には思えます。障害のある方にとって、住まいや医療などで課題もあるのが現状です。親亡き後の不安をいかに軽減していくか、地域の理解や行政サービス、基盤整備強化が大事であります。親亡き後の障害者支援について、本町のお考え、そして取り組みについて伺います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 現在板倉町には、知的障害を持った方、また精神障害を持った方で手帳の所持者が合わせまして153名おります。そういった方の保護者も、また家族の方も年々高齢化しておりまして、障害者の権利または財産を守ることは非常に重要なことと考えております。この障害者の権利、財産を守る制度としまして、民法によります補助制度、また補佐制度、そして今議員さんご指摘の成年後見制度が禁治産、準禁治産の制度に変わりまして、介護保険法の施行に合わせて平成12年4月にスタートしたわけですね。

こういった判断能力の不十分な障害者の方々を保護し、支援することとなったわけなのですが、板倉町におきましても、地域包括支援センター事業としまして平成19年度に成年後見制度に関する講演会を実施しております。それと学習会、各1回実施しております。また、同じく19年なのですが、普及啓発リーフレットを毎戸に配布したというような実績がございます。また、平成20年度にも学習会を開催いたしました。

板倉町では、この後見制度の利用に関する施策としまして、板倉町成年後見制度利用支援事業実施要綱をつくりまして、例えば親族がいない、また親族が協力しないような、そういった境遇に置かれている方に町長が申立人になりまして、この後見制度に申立人にかわってなれるというような実施要綱もございます。

また、この要綱は介護保険制度に付随しましてつくられたものなものですから、65歳以上という年齢の限定があります。一定の所得水準もあります。そういう所得水準以下の方がもしそういった審判請求をしたいというような場合になりましたら、その審判請求にかかる費用の一部または全部を補助するというような制度になっております。障害を持った方の後見制度を利用したいということになった場合は、今のこの制度ですと65歳以下は対象になっておりませんので使えないということなのですが、今度は障害者自立支援法が来年の4月に改正になりまして、こういう方にも町独自のこういった利用の支援事業を実施しなさいという法律に変わりますので、4月から今度障害者の方にもこの要綱を町のほうも作成いたしまして、助成できるよ

うな制度がスタートになるということになります。

また、今度は包括支援センターで成年後見制度に相談に来られた件数なのですが、平成20年度では2件、平成21年度で7件、平成22年度で11件あります。また、20年度の2件ですが、うち1件がこういった障害を持った方の相談と聞いております。平成22年度の11件ですけれども、うち2件がこういった障害を持った方の相談だと聞いております。

また、この成年後見制度を実際家庭裁判所のほうに審判請求されたケースというのは平成21年度1件、それと22年度に1件、計2件が実際されたということです。実際この要綱を使いまして、助成とかそういった制度を利用したのはまだないです。結局所得制限がありますので、かなり低所得者の方ですと預貯金とか、資産的なものもないのかなど。そういう形で利用する方も少ないのかなという感があります。こういった相談の件数も推移を見ても、年々こういった傾向が増えております。これから制度のPRをますます続けていきたいと思っております。

また、この後見制度のほかに、これは社会福祉協議会のほうで実施しているのですけれども、日常生活支援事業というのがあります。これは窓口は板倉町の社協にもあるのですけれども、実際この事業を行っているのは館林市の社会福祉協議会が行っているようです。現在この日常生活支援事業を利用しているのは、板倉町では16名の方が利用しているそうです。

この日常生活支援事業の内容ですけれども、福祉サービスの利用援助または日常生活の金銭管理の援助、あとは住民票等の届け出の行政事務の援助等々、そういったことをかわってやるような制度になっております。ただ、この制度を利用するに当たりまして、利用したい方と利用を受ける方の信頼関係が一番大切になりますので、そういう構築がかなり大変かなと思っております。契約を締結するわけなのですが、この契約の締結に至るまでに約3カ月ぐらいかかると聞いております。館林の社協が窓口なのですが、結局、県の社協のほうでそういう審査会がありまして、確かにこの人とこの人は信頼関係ができて契約しても大丈夫だろうという判断ができてからしますので、ちょっと長いのですが、三月ぐらいかかるというような話を聞いております。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま課長のご答弁をいただきまして、後見制度を利用している方がいるということで、その周知、またそれは区長さんとか民生委員さんのそういった地域を回りながらのそういう推進とか、また役場のPRですか、そういうのが功を奏しているのかなというふうには思っております。今回、改正障害者自立支援法ですか、それが改正されまして、障害の谷間とも言える、そういうところの方がこの支援法によって大きく救済をされるのかなというふうにも私も理解をいたしております。

先ほど課長が日常生活自立支援事業、そのことに言及されましたけれども、そこで本町でも利用している方がいらっしゃるということで、その相談の内容ですけれども、それを受けるまでに3カ月もかかるわけですので相談の使い勝手は余りよさそうではないのですけれども、それに対しての相談の内容というのはどういった内容が多いでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 相談の内容としましては、やはり日常の金銭管理が結構あると聞いております。結局、金を持っていますと、例えば悪徳セールスとかそういうものにひっかかってしまうというような状況もあろうかと思えます。結局、この日常生活支援事業は預貯金の通帳とか、あとは権利書、または実印等も預かるというような業務もありますので、そういった本当に信頼関係が一番重要視されると思っております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それと、福祉センター内で実施されております心配事相談があります。これを利用される方々は年間どのくらいいらっしゃるか。そして相談の内容として医療、介護、行政サービス、また私が今回質問をいたしましたこういった相談などはあるのでしょうか。そして、その相談を受けた後の対応はどのようにしているのか伺います。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 申しわけございません。民生委員さんとかそういった方の社協におきましての相談件数はちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答えさせていただきます。また、相談の内容等につきましてもちょっと手元に資料がございませんので、また後ほど答えさせていただきます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それから、ただいま課長の答弁の中に地域包括支援センターが出てまいりましたけれども、センターに寄せられる相談は、私が先ほど質問したような切実な相談もあるのではないかなと思っておりますけれども、その辺の相談の内容は、細かくでなくて結構ですので、大まかにわかりましたらお答えをいただきたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 実際地域包括支援センター事業は福祉課所管の組織ではございませんで、ちょっと隣の課に確認した事項なのですが、相談の内容としますと生活資金の相談とか、それと日常生活自立支援事業の利用相談と、あとは成年後見制度の相談、あとは例えば保険金の相談とか、そういった相談があるようです。

○10番（秋山豊子さん） はい、わかりました。地域包括支援センターの方もやはり……

○議長（野中嘉之君） 秋山さんに申し上げます。

○10番（秋山豊子さん） 失礼しました。

○議長（野中嘉之君） 挙手。

○10番（秋山豊子さん） お願いします。センターの方は地域を回られております。質問からはちょっと、関連しているのですけれども、今高齢者のひとり暮らしの方とかもいらっしゃいます。そういう中で、本町ではありませんけれども、不慮の死を遂げられた方などもいらっしゃいます。そういうことで、この包括が担う役割は本当に大きいなということを感じております。障害のある子供の介護をしているのは母親が最も多く、本町におきましてもそれに匹敵するのではないかなと思っております。母親が全体の6割、そして父親を含めると9割が親が子供さんを介護している。親に頼っていかねばならないというのが実態であります。そういう中で小さなお子さんを養育していく、それとはまた別に成人の子供さんを介護していくとい

う場合は、親にとっては負担となる、そう私は思っております。親亡き後も含めた悩みは切実な問題ですが、障害者の方のニーズに適した行政サービスを実現していくという、そのためには障害を持った方の実態調査、それが特に大事なと思っておりますが、その辺の実態調査については実施をしているかどうかお聞きいたします。簡単で結構です。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） そういった相談も受け付けている状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） この親亡き後の子供さんを思う親の心というのが本当に切実なことは私も聞いております。健常者の子供をお持ちでもやはり子供の行く末はどうかなと、親心でそう思うわけです。それが障害があるということでおさらのこと、私が死んだらこの子はどうなるんだろうか、そういったことは常に親御さんにしては心の中にあるのかなということを私も思っております。活動センターが本町にもありますけれども、できれば障害の方を支援する窓口とか、またはグループホームとか、そういった施設があれば、本当に親の負担も軽くなるのかなと思います。その活動センター一つあるだけでも、きっと親御さんは安心して生活が送られているのかなと思います。

館林では今回、老人ホームが高根町にあるのですけれども、そこが老朽化したために、そこを今度は改装して、そこを障害者の方の支援の窓口とか、または障害を持った方に使っていただくというような施設をつくるそうです。やはりその辺も近いところにあるわけですので、そういうのが利用できればいいかなと思うのですが、詳細にわたっては私も調べておりませんのでわかりませんが、できましたらそういう方向性に本町でもいけばいいなと私も思っております。そういうことで親は本当に子供のことはとっても心配だなと思いますので、それを軽減するのは地域の助け、そしてみんなで支え合う、そういう気持ちが大事になってくるわけでございます。行政でできることはそれに対しての基盤の整備、そういうきめ細かな整備ができれば一つ一つ進んでいくのかなと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

時間もなくなりまして、最後に一つ残っておりますので、その質問をしたいと思ひます。市町村の社協が窓口となって低所得者や高齢者世帯が安定した生活を送れるように貸し付ける生活福祉資金貸付制度について伺いたいと思ひます。何かこれを貸し付けるときには要件があるのでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 生活福祉資金貸付制度の前に、先ほどの心配事相談の件数なのですが、平成22年度で24回実施しておりまして、月2回ですね。実際相談があったのが7件相談があったそうです。内容につきましては、相続関係または家庭の悩みが大半を占めていたということです。対応につきましては、その関係機関に紹介をするなり、手配をしたということです。

続きまして、生活福祉資金貸付制度の現状についてでございますけれども、板倉町の社会福祉協議会が、これは県の社会福祉協議会より委託されて窓口になっているわけなのですけれども、内容につきましては低所得者、または障害者、または高齢者に対しまして資金の貸し付けを必要としている方の相談に乗りまして、経済的自立を、安定した生活を送れるように支援するというを目的にしております。

貸し付けの内容としましては、生活費や住宅費等を対象にしまして、総合支援資金とっております。一時的または緊急的に必要になった経費を対象とした福祉資金、または高校、大学等の進学に必要な教育費を対象としまして、それを教育支援資金とっております。災害等による一時的な生活費を対象とした緊急小口資金、一定の不動産を担保として生活費を貸し付ける不動産担保型生活資金、これは以前に議員さんおっしゃいましたリバースモーゲージになります。

こういった資金の内容ですけれども保証人がついた場合は無利子で貸し付けができると聞いております。もしそういった保証人がつけられないといった場合でも、かなり金利も安く融資ができると聞いております。利息も、そういった資金によって変わるのですけれども、大体年1.5%で借りられるそうです。いろいろと償還期間はこういった借り入れの内容につきましてもばらつきがありますけれども、貸し付けの日から6カ月間は一応据置期間としましてあるそうです。

続きまして、利用状況ですが、これは8月末現在の貸し付けの関係ですけれども、教育支援資金で4件、障害者の自動車購入に係る福祉資金で1件、また東日本大震災の被災者の方が板倉町に緊急避難されまして、緊急小口資金1件を借りてございます。また、不動産担保型活動資金としまして1件となっております。最近ですとこのような方が貸し付けを利用されているという状況になっております。それと、また社協のほうで小口貸付制度がありますけれども、そういう制度もありますので。

簡単ですけれども、以上説明いたします。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 今全国で生活保護を受給している方が200万人を超えていると言われております。ハローワークへ行きますと、職を求める人たちがハローワークにはあふれています。そういうことで雇用を早く生み出して、若い人たちが働ける場所を早くつくるのが急務かなと思っております。

1つ、これは高齢者と、それから低所得者の人にお貸しするわけですけれども、今若い方でも本当に生活に困窮している方が多いです。そういう中でこの利用としては若い方の利用があるか、その1つだけちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（野中嘉之君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） これは大学の入学資金とか、そういう子供がおられる方も貸し付けを利用してありますので、利用しております。

○議長（野中嘉之君） 秋山豊子さんに申し上げます。

通告時間を超えていますので、簡潔に願います。

○10番（秋山豊子さん） はい、わかりました。

そういうことで3点を質問をさせていただきました。よろしく今後ともお願いしたいと思います。

以上で全部の質問を終わります。

○議長（野中嘉之君） 以上で秋山豊子さんの一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時01分）

再 開 (午前10時15分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[4番(延山宗一君)登壇]

○4番(延山宗一君) 4番、延山でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

水は蛇口をひねれば出るもの、また電気はスイッチを押せばつくもの、東日本大震災が起きるまではごく普通の当たり前のこととしてきたわけでございます。失って初めてわかった電気の尊さやありがたさ、水も電気も人が生きていくためには絶対に欠かせないものであるというふうに思っておるわけでございます。

今、日本は戦後最大の危機を迎えていると言っても過言ではないと思っております。あってはならない事故が起きた。いつ収束するのか目途が立たない状態が今でも続いていると、そんなふうに思います。

原子力発電所の事故から節電の二文字が大きく取り上げられております。日本の夏は非常に高温で、そしてまた多湿である。この不快な季節を乗り切るためにも工夫をいろんな分野で行ったということでございます。特にまた衣類におきましてはクールビズということですね。室内の温度を下げるというふうな意味合いの中で、多くの住宅がつる性の植物を窓下に栽培したり、そしてネーミングが緑のカーテンと、なかなか聞こえのいい名前なのですけれども、また、エアコンの設定温度を非常に上げて節電に協力し合ったこの夏であったと。半年間であったわけなのですけれども、一人一人が生活の中で節電に理解を示したことによって、こういうことが今回いろんな面で左右したということです。また、企業による電力の分散や15%使用のカットにより、最需要期でもあり、計画停電が実行されずに至ってもくれたということです。

しかしながら、今後また冬場に向かいまして電力の需要が高くなってくる。今回事故をきっかけに原子力発電の有無、脱原発の声が高まってきているというふうに思います。今、日本の電力生産の30%を原子力発電、その原子力発電に頼っている現状ですが、今後放射性物質の問題が収束できない、その状態である以上は原発に依存する生活はだんだん難しくなってくるのかなと思っております。

しかしながら、とはいえ一気に太陽光発電ということや、また火力、また水力、風力などの再生可能なエネルギーに一気に持っていくということはなかなか困難であると思っております。ある程度の年数をかけまして各地域の気候や条件に合った多様な手法を検討していかなければならないと、そんなふうに思っております。

そこで質問になるわけですが、昨日、一般会計の補正の追加が出されたわけなのですけれども、そのときに質問が出まして、今回の質問と若干重複する点もあるのかなと思っております。確認の意味でご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

原発事故を踏まえ、自然エネルギーへの関心が非常に高まってきております。町では、地球温暖化対策事業としまして太陽光発電システム設置費に対して1キロワットにつきまして1万5,000円の助成をしております。交付要綱、そしてまた申請件数、どの程度にあるのかお伺いをしたいと思っております。

○議長(野中嘉之君) 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長(鈴木 渡君)登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、ただいまのご質問に回答をしたいと思います。

まず、太陽光の発電の設置補助金申請状況につきましては、昨日大変補正予算ではありがとうございました。おかげをもちまして、またこれから申請をされる方に対しては補助ができるのかなと、そんなふうと考えております。

今議員さんの言われたとおり、福島県原発事故以来、当町においても、町民の方もその後節電やら、あるいは自然エネルギーの意識が非常に高まっていることは事実でございます。この太陽光発電システムの設置の補助金に対しては、昨日もお話をしましたが、22年度からスタートをいたしております。申請状況につきましては、22年度で全体の設置申請件数が33件、また金額にしましては297万2,000円の実績でございました。また、23年度につきましては、7月末現在で21件の申請がございました。補助した金額につきましては、192万6,000円の交付をいたしております。ちなみに、昨年7月までに比較しますと、既に今回申し込み件数は5件増加をしている状況でして、当初の予算よりもオーバーしているというような状況でございます。

それから、先ほど延山議員さんから補助金のキロワット1万5,000円というお話がありましたが……

〔「1キロワットにつき2万5,000円と申しました」と言う人あり〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） はい、済みません。現在町の平均の設置の電力、これが4.2キロワット、これが大体多く設置されている設置電力でございまして、この費用につきましては大体220万円前後かかりまして、先ほどの2万5,000円を補助しますと最高が10万円ですから、町の補助金が10万円支給されると。さらには県の補助金、これが8万円、さらには国の補助が20万1,600円補助されますので、実際には支払いは181万8,400円で設置できる計算になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 町で4キロまでですね、10万円となりますと。非常に額的には厳しい財政の中では大変かなと思っております。県、そしてまた国においても非常に助成をしているということでありがたい、設置につきましては今後普及していくのかなと思っております。この近隣にしますと比較的本町については少ないのですね。藤岡につきましては28万円の助成がされている。大泉あたりですと24万円の助成もされている。一般的に約20万円ぐらいは助成されているなど思っているのですけれども、今後こういうふうな再生可能エネルギーという意味の中で検討し、またもっともっと普及を図っていかねばならないのかなと思っております。

交付要綱の中にいろんな条件があるわけなのですけれども、その条件の中で対象外として何点か挙げております。たまたま一般住宅については助成がされるのですけれども、集合住宅とか、そういうふうな住宅については現在認められていないということなのですけれども、その点につきましてもお伺いできればと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、確かにこの目的というのはいはり節電の意識と一般の方の町民を対象ということで、特に自分で居住している、町内に住宅を持っている方ということで、太陽光発電のシステム設置補助金要綱ということで補助対象者ということでうたわれておりますので、確か

に集合住宅につきましては補助はされないということですが、ただ、対象者につきましても、当然町の税金、町税ですね、そういうものが滞納がない方ということで対象になっていると。それと世帯ということでとらえておりますので、その辺のご理解をお願いしたいということで、この要綱についてはそんなふうにとらえております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） そうしますと若干不公平さも出るのかなと思っているのです。集合住宅にどうしても住まざるを得ないというふうな方も当然おられる。そういう点につきましては交付が受けられないというようなことになるわけです。他の実施している自治体を見ますと、集合住宅についてはリース制を利用している。ですから、そのリース制によって十二分に活用もできるということなのですけれども、ただできませんよという意味合いではなくて、何らかの形で受けられるようなものを考えていかなければならないのかなと思うのですけれども、何か対策と申しますか、方法は何か考えておられるでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） この太陽光発電も、この要綱をつくるときに近隣の状況やら、あるいは金額やら、そういうものを加味しまして要綱をつくりました。先ほども申し上げたとおり、昨年からはスタートしたばかりですので、この辺も、今後検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） わかりました。

7月26日なのですけれども、上毛新聞に「エネルギー政策の行方」と題し、原子力発電と代替エネルギーについての質問に答えた内容が載っていたわけです。35市町村の首長のアンケートの回答でわかったことは、どこの自治体も太陽光発電には強い関心を持っているということなのです。代替エネルギーは、それぞれの地域や、また気候、そしてまた条件、つまり地域によっては異なってくるわけなのですけれども、35市町村のうち32の首長が「太陽光発電の推進」とお答えになっております。また、原発に関しての撤退か否かなのですけれども、22名の首長が「原発から撤退すべき」と考えているのですが、11名の首長につきましては「撤退反対」と答えているわけですね。栗原町長は「撤退については反対」と答えているわけですが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まず、その前に、先ほど言った集合住宅のとらえ方が、どういう形をとらえていくかということこれから慎重に考えないといけないと思っております。俗に言うマンション、自力で買ってということと家賃を払っているアパート、これには対応の仕方をもう少し検討すべきかなということで、特に今の町の要綱からすれば、個人の世帯に対してということからすれば、個人で買ってマンションに住んでいるということに対しては不公平感があるかもしれません。あとはアパート的なものは大家さんとしてどう考えるかということも含めて考えていかないと、みんながみんな入れたいといってもスペースがあるかどうか

かとか、いろいろ問題点はあるかと思いますが、そういったことも含めて考えていきたいと思っております。

それから、藤岡あるいは大泉町の助成金のそれぞれ自治体の差ですが、これもどういう理由があってこれだけの差が出ているのかということも一応は細部にわたって調べてみたいと思いますが、町の力が違うということももしかしたらあるのかもしれませんが。ということで、これも含んで検討を入れたいというふうに考えております。

それから、まさにこれはアンケートの結果なのですが、「反対」と答えたつもりはありません。「いいえ」ということで、それは反対になるのかもしれませんが。質問の内容が非常に……私の「町長室」というホームページがあるのですが、そこで実は町内からも、「うちの首長はこれだけのひどい放射能災害を扱っている今日、そういう意味に対して「いいえ」ということについては失望した。こんな町長じゃ板倉町には要らない」というような、そういったメールによる投書等も2通ぐらいあったのです。あとは正式にいろんな宴会とかそういう対面の場所でも「どういう考え方ですか」と。だから、相当の人があるいは疑問に思われたのかもしれないということを踏まえ、自分の考え方を首長アンケートに対して答えた考え方を申し述べたのが、それが私の「町長室」のホームページに載っておりますので、ぜひご覧をいただければと思うのですが。

先ほど言った35市町村長、その上に知事がいますから36人が答えておって、「何とも言えない」と無回答が2人、知事とどこかの……これが一番楽ですね。要するに言わない。私も無回答にしてもよろしいかな、あるいは町民の皆さんの一般論としてはいわゆる全廃のほうが当然抵抗がないだろうなどは十分考えたのですが、ゆえあって「いいえ」ということにしました。その「いいえ」ということについては二者選択ですからやむを得ないという形で……というのは原発を即時全廃すべきだということは、まさにきれいごとであろうと。

では、現実に30%の原子力発電のウエートの恩恵を受けて今日我々は生活をしている関係で、30%減ったらどれだけ具体的に不便になるのか、どういう影響が出てくるのかということをお互いにあわせて、例えば新聞等で、そういう反論もびっちり書いてあるのですけれども、そういう意味で即座に代替エネルギーも、人によっては相当な立場の見識がある方でも、板倉町は空っ風が吹くのだから冬場はそこらじゅうに風車を建てればいわゆる自立できるのではないかぐらいのことを例えば言う方もおられますが、そんな簡単なことではございません。

例えば発電をしたにしても、自然代替エネルギーについては最も難しいのが、余った電力をどう使うかという蓄電技術がまだ日本の科学力ではいわゆる満足される状態にないということで、したがって今現在でも、例えば今何もない状態で電力が余れば、深夜は安いですからどんどん深夜使ってくださいというようなことで深夜電力を、採算性は無視して安く提供しているというようなことで、いわゆる再生エネルギー、そういったものが十分発電は可能であっても、例えば太陽光にしても施策が入って初めて採算が合ってくるということですよ。それだけの施策が入るということは、例えば35円で買っていたものをこれから70円にしようとか、そういったものにしなければ普及をしていかないと。個人の力では限度がありますから、幾らいいと思ってもお金が非常にかかりますから。

そういった多面的な財政措置も果たしてどれだけできるのか、あるいは財政措置をしたとしても、今言っ

た蓄電技術がないことによって、極端に言えば夏場の1日の太陽の光で3日分例えば発電しても、その2日分についてはどう処理するのか。それには蓄電の場所をつくり、そこまで送電等で逆に送らなくてはならないとか、いろんなものがあるようです。それは水力にしても風力にしても同じようなことだというようなことですが、いずれにしてもそういったいろんな角度から考えると、代替エネルギーが国の想定どおりの、これからさらに財政措置の援助があったにしても15年や20年かかるだろう。

今言った30%を即時カットしたときに、今現在でも日本の企業は節電とittedただけでも海外へどんどん空洞化が進んでいると。それは何となくぴんとこないわけですが、空洞化が進めば、いわゆる雇用の問題から物価の問題から総合的に想像を絶するような狂乱状態になることも想定もされますし、ということも総合的に勘案して15年から20年ぐらいの期間を置いて徐々に撤廃、いわゆる後退を一つずつ配慮をするべきだという、基本的にはそういう考えなのですが、そこはきちんとアンケートには文章で書いてあるのですが、でも結果としては「はい」か「いいえ」のところだけが出されて、そういうことですが、したがって22人と11人で分かれてましたが、どの首長も恐らくどちらに書いたにしても、「はい」と「いいえ」と分かれたわけですが、真髓的な書き込み欄にはほぼ同じようなことが書いてあるのだろうというふうに考えておまして、そういったことで町の若い青年が私のところへ先ほど言ったような形でがっかりしたということについては、がっかりされては困りますから、直接例えば「この時間あいてるから遊びに来ないかい」ということで意見交換をして、「そういうことであれば非常に安心です」というようなことも、そういう経緯もあるのですが、非常に新聞の言いたいことはアンケートについては答えが難しいと。難しいのを重々承知をしていますから、例えば群馬県知事などは女性問題の件が出る前ですが、それすら答えないということでございます。

そういう意味では、やっぱり私は考えていることを率直に出し、もう少し多面的に、全廃ということはここまで覚悟しなければ軽々しく全廃とは言えないと、そういうことで「いいえ」という答えを書いたということでもあります。

いずれにしてもこれから政策次第、我が町も、例えばどんどん、どんどん、今言ったように太陽光発電をうちもやろう、うちもやろうと、今のところ10万だけけれども、ほかは30万じゃないのかとか、そういうふうになってきたときに、町の財政力がどこまで耐えられるかということも考えなくてはなりません。そういったときに一定の限度あるいは町の力を考えて格差が当然出るかもしれませんし、また格差を少なくするためには、例えばこれが一ついい例のように、合併論を推進をしなければ同じ小自治体ではサービスがすべての面で、太陽光だけでなくすべての補助金でも低下していくということは目に見えていることでございますので、これからこれらも含めていい材料になりますから、真剣に我々も研究を進めていきたいというふうに思っております。よろしいですか。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） それと、町長は太陽光発電ともう一つ火力ということも挙げております。それについてはどんなお考えでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 火力については、一般論として化石エネルギーということでどんどん減少されますと学者さんが言っていますね。でも、30年前も埋蔵量は30年と言われていました。今でも30年あると言われ

ています。また、未開発のところも含めればもっとあるかもしれないということで、ただ、火力燃料については、要は有限な資源でありますから減ることは間違いないと。だから、原子力が30%減り、火力といっても火力発電がさらにどんどん、どんどん枯渇をしていくということですから、どうしてもそれを埋めるためには代替エネルギーを開発しなくてはならないということで、ようよう国も、お金がかかることだけれども、採算は合わないことだけれども、これを何としても採算を無視してでも進めていかなければ今の水準は保てないという、そういうことですね。

私が言う火力発電というのは、1つは、要するにいわゆるガス発電については天然ガスですね。これが大体そういう意味では、化石燃料ではあるのだけれども、その分野の開発が進んでいないということで、これがこれから期待できるだろうということと、あとは、人類は昔からごみとの戦いと言われておりまして、人間が増えれば増えるほど必ずごみが出るわけでありまして、我々が吐く息もごみです、見ようによれば。酸素を吸って二酸化炭素を吐いているわけですから。ということでそういうごみ、いわゆるそういったものを例えばごみ発電とか、そういうのは一部もう始まっているのですね。要するにごみ焼却場を建てかえるときに火力の熱を利用して発電システムをつくっていきこうというような、非常に規模は小さいですが、今度の1市2町でも取り入れています、それらはほんのささいかもしれませんが、あらゆる面で火力を、一番手っ取り早く取り込めるのは火力ですから、火力をそういう発電に利用していく、リサイクル的な意味も含めてということで。だから、書いた順序は太陽光、それから火力、3番目が風力、4番目がバイオマスというふうに答えておりますが、そういった細部については多分順番も載っていないと思うのです。

あのほかに9項目ぐらい聞かれているのです。今回のアンケートについては非常に珍しく、普通はアンケートだけなのですが、その下へ十分書き込み欄が用意されておりましたので、普通は書き込み欄なんかないので、我々も自分の意思を新聞で正確にできれば伝えていただきたいと思いながら、空欄どこでも真っ黒にして出すのですけれども、大体その中の……しかも10項目調査しても1項目か2項目ぱっと出されるものですから、非常に誤解も受けるし残念なことで、ですから先ほど言ったように私のホームページに「新聞社のアンケートに対する私の考え方」という題目で今のようなことを述べておりますので、もし時間がありましたらお読みいただければありがたいと思います。ということで火力はそういう意味でございませぬ。天然ガス。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 町長の考え方、理解ができたわけです。しかしながら、多数の首長がそろって原発撤退というような意味での決断を下している。代替エネルギーの確保に向けて進んでいくのだということを言っているわけなのです。新エネルギーによっては産業の衰退や生活の乱れもこれは招くと、そんなふうになります。今後十二分に検討しながら進めていくのかなと思っております。

代替エネルギーについて、太田なのですけれども、これは全国初めて自治体単独でメガソーラー構想を打ち出しているということですね。エネルギーの地産地消をうたい文句に大規模な太陽光発電施設を計画をしたと。一般家庭においては400軒分の発電をするのだと。そして供給をします。太田丸ごと太陽光発電所構想を始動させたということでございます。

本町も2年前になるかな、このような再生エネルギーについて浮上した経緯があるかなと思っております。検討した結果、時期尚早ではあるなというような言葉の中で現実には至らなかったわけです。町は代替エネルギーについてどう考えているということなのですけれども、板倉町は非常に東西に長いのですね。1つは、

高速道路の法面を利用した太陽光パネルを設置しての発電というふうなことも耳にするのですけれども、板倉町にしますと地の利を生かしたそういうふうなものも考えてもいいのかなと思うのですけれども、2年前に出たことの……内容的には若干の違いはあるのですけれども、それについて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 太田市のただいま申されました市全体で3万5,000戸全部、壮大な構想であります。非常に素晴らしいことだと思っております。その取り組みの一つの象徴として、さくら工業団地の中へメガソーラーを入れると、あれは1.5メガかな。ちょっとそれは忘れました。それは特殊な事情がございます。清水市長に直接確認をしております。

要するに工業団地が買収、極端に言うとも山の頂上を切り開いて工業団地を造成したというふうに想定すれば、その端々が使い物にならない土地が出ると。そこへ全部埋めるのだということでございます。その総合面積がとりあえず新聞で報道されているようなことでありまして、とてもとても美田や優良な宅地等には、「栗原さん、そんなもの使えるわけじゃないか、あんなものが」という話ですから、清水市長さんでさえですね。その原理原則は上へ結局はかぶせるわけですから、下をかぶせたら下が使えないと。だから再利用ができない土地あるいは屋根の上とか屋上とか、あるいは例えばごみの埋立地、1回使用して、その上には基本的にはよほどでない限り何もつくれないというようなことが、基本的には今メガソーラー。そうでもしないと土地を借りたり買収したりしてメガソーラーを、そういった太陽光の大規模なものを誘致をするということでは採算的にも全然合わないということで、板倉町で2年前に試算をして、あれは20ヘクタール規模でしたっけ。それで最初の10年で10億円ぐらいの赤字が出るような、電力会社も勧められません、群馬県庁の担当室長も勧められません。

それは、とある県議さんが持ち込んだ話ですが、我々も真剣に県庁にまで行って東京電力と、板倉町の実情はこういうところであるということで、例えば、では土手の南側はどうなんだといっても、土手は2本、右岸側、左岸側にありますが、その法は4つあるわけですね、合わせて。使えるはその1つだけ。例えば使えたとしても、谷田川で想定すれば南側の土手の南面だけということにもなりまして、それには例えば土木事務所あるいは河川局、国交省も含めて堤防の強化をしたいというときに、あるいは修理をしたい、補修をしたいと、堤防の強化ね。そういったときに大きな支障が出るので、そういったものについてはとりあえず、その時点の話としてはですよ。「漫画チックですね」という話をいただきました。でも、清水市長については北関東自動車道、何でしたっけ、そこの横断道の南の法面に全部張りめぐらしてはどうかというような、群馬県知事も含めてそんな話もしておるようございます。

ということで、太田の市長さんはそういった面もありますが、先ほど言ったアンケートでは群馬県一、最も強硬な原子力推進者であります。11人の中でもですよ。「いいえ」の中でも最もはっきりと原子力はこれからさらに推進すべきだという市長さんでございますので、いろいろ私も、20階建ての庁舎を着工して半分にしてしまうというぐらいの決断と実行力を持っている市長さんですから、できるだけ機会をとらえながら意見交換をさせてもらっているところですが、原子力は超推進派で、なおかつ、例えば空き地、使い物にならないところ、そういったところへは太陽光をどんどん設置していくのだということについて、しかも加

えて企業城下町ですから、太田と大泉さんというのは常に、例えば小学校に対するエアコンの関係も、採算は例えば町が合わなくても地元、サンヨーさんならサンヨーの企業の推進、いわゆる補助になると。だから、私の町は他の学校が入れなくても率先してもう既に入れてあるよとか、特殊な事情もやっぱりございまして、先進事例がすばらしいからといって体力に応じて対応していくという苦しさは正直言ってございます。そういうことでお答えになったでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。原発事故により飛散された放射性物質、広がる放射能汚染や目に見えない相手との戦いが続いている。そんな中、安全基準値の数字が飛び交っているのですけれども、その数字はどこまでが安全なのか、なかなかわからないような、そんな気がするわけです。しかしながら、基準となるのは数字である。その数字で表すことによって安全です、安心してくださいという、それにはしっかりとした明確なデータを出すことにあるわけです。町でも空間放射性物質の測定器を購入をしまして、よりきめ細かな測定をし、その実施したデータを公表しているということです。それにつきましては、どのような方法でどんなふうの実施をされているかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問ですが、まず測定の回数につきましては、7月から週1回、各小中学校、それから保育園、それと児童館と合計で11カ所を測定をいたしました。それと、測定場所につきましては、各校庭、さらには園庭をして測定をしております。先ほどの測定器でございますが、1台約15万円程度の測定器を町では5台購入しまして、7月から測定した測定値を町のホームページ、さらには今月号の9月に平均値ということで、今までの測定した合計といいますか、その一番低い測定値から一番高い測定値、それをまとめたものを今月の9月の広報に出させていただきます。

それと測定方法なのですが、特に地表面と、それから高さが地表から50センチ、それから1メートルということで3カ所、これを12回測定しまして、そのうちの一番低い数字、それと一番高い数字、それを差し引きまして、それを10回で割って、その平均値を公表しているところでございます。

また、最近は住民の方から庭の真ん中だけではなくて、例えば樋のところだとか見えないところ、あるいはプールのところ、そういうところも測定してほしいというような要望がございまして、やはり8月からそれ以外のところも測定をして、今後公表していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 測定につきましては、結構測定の場所にもよると思うのです。吹きだまりの場所とか雨樋の下などは比較的たまりやすい、そんなふうだと思うのですけれども、今後場所についても十分検討しながら継続的に実施をしていただきたいと思います。

この数字の出し方、またその見方ということなのですから、新聞にも出ている、また板倉広報紙にも載せたということなのです。0.0幾つシーベルト、また品目によってはベクレルというふうなことなのですから、そういう放射線についてはシーベルトとして出しているのかなと思うのですけれども、当然自然

界の中にはもう既に、原発の事故、3月11日以前から空気中にも浮遊し、また土壌にもあると思うのです。その数字が、それを見て、0.0幾つシーベルトを見たから安全なんだよ、だめなんだよというのがなかなかわかりづらいというのが現実かなと。自分初め、ああ、周りの町村とも変わらないとか若干数字の高いところもあるなというぐらいのところ、果たしてその数字というものの安全基準といえますか、そこらの数字は出ているものの0.0幾つということ、ですから当然これは自然界にももうあったわけ。3月11日以前からもあった。その差というものも当然出てくるのかなと思うのです。もし前の段階、例えば昨年なり3月11日以前、そういうふうな数字もしわかるのであれば発表していただきたい。そして、安全なんだよというしっかりとした明確なものを出していくことも必要かなと思うのですけれども、それについてお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） ただいまのご質問でございますけれども、これはあくまでも空気中の空間放射線の測定の結果を話ししたわけでございます、国の基準、空間放射線量の基準ですね、これについては屋外活動を制限する国の基準は3.8マイクロシーベルトということで以前から出されておりました。その後、文部科学省のほうからも、あるいは国のほうからもそれをもっと下回ったほうがいいのではないかなというようなことで、かなりこの3.8をいろんな面から下げたほうがいいのではないかなというようなことで、最近1マイクロシーベルト、これが8月26日だったと思うのですが、1マイクロシーベルトにしてくださいというようなことで基準が下がっております。

それと、先ほど延山議員さんから言われました3月11日の原発前と原発後の値でございますけれども、これは群馬県のホームページで今年の5月26日に出ておまして、これが平常時の測定値ということで、これは板倉ではないのですが、群馬県の平常値でございますが、2006年、今から5年前ですが、2006年4月1日から2011年、今年の3月10日まで、これについて測定がしてある数字が出ておりました。それを見ますと年平均0.019マイクロシーベルトと。平均ですね。最大値、これにつきましては0.049というようなことで測定値がされているということが公表されております。これを見ていただきますと、比較をしますと、毎日のように上毛新聞の最後のほうに群馬県の測定値が出ていますが、ほぼ平常値は今私が言った0.019から0.049というようなことでうたってありますので、板倉町については具体的には地表が0.08ぐらいですか、一概には言えないですが、0.08ぐらい。また、50センチにつきましては0.07、1メートルについてはそれ以下というようなことで、これははっきりした数字ではございませんが、公表をして、屋外の活動をする場合には、先ほど言いましたけれども、3.8というような基準があるのですけれども、それ以下ですよというようなことで促しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） わかりました。0.019が震災前というような数字なのですけれども、0.07、その数字につきましては、まだまだ問題ない数字ということですね。安心して毎日が送れる。こういう数字もしっかりとしたものを広報紙等を出して安心してもらいたい、そうに思っております。

農家にとっては1年のうち一番顔がほころぶ秋なのですけれども、米の収穫期を迎えているのですけれど

も、この大事な時期に放射線による汚染米というか、非常に緊張の一瞬ではあったわけなのですが、まずは無検出と、検出しなかったということで一安心をしたわけです。しかし、これからどんどん、どんどん北毛また西毛のほうに検査をしていく。今回3検体のサンプルどりがすべて無検出だということなのですが、それについて今後進んでいく中で、当然空中放射線の数字の高かった川場、また沼田方面の米の放射性物質の検査に入っていくかなと思うのです。例えば栃木は出ていますから、その出たときに群馬県産の米が微量でも出たということは非常に消費者にとってはマイナスである、非常にイメージが悪いということなのです。また、それはあわせて風評の被害のもとになってしまうということなのですけれども。測定値がゼロをあらわしたのですけれども、先ほど環境水道課長の鈴木さんにもお聞きしたのですけれども、今度は農産物も当然これは影響も出てくるのかなと思うのですけれども、農産物につきましては、米の場合は500ベクレル以上は、基準値は出荷ができない。しかしながら、今回20以下だということなのです。その20以下だということは、測定値が20からが針が振れるということですね。ですから、20以下だと測定が不可能ということでゼロというふうな表示があるわけなのですけれども、それについて土壌の検査、またそういうものについて、米についての十分検討もされるのですけれども、それについて数字がわかればと思うのですけれども。ちょっと今質問が複雑になってしまったかな。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、ただいまのご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。

水稻の関係という形によろしいかと思っておりますが、議員の皆さんもご存じのとおり、8月29日に町内の3カ所からサンプリングをしまして、そちらの結果、先ほどありました検出せずという数字で公表がなされております。これにつきましては、基本的には県のほうで積極的に公表するという中でやっております。先ほど20ベクレル以下という表現がありましたが、今の分析機器の検出限界値、そちらの関係で20ベクレル以下は検出せずというような表現になります。それを超えたものについては数字上出てしまうということがありまして、これは数字上出るとということが非常に問題でありまして、例えば23でも4でも数字が出た場合には、農協さんなんかにも伺いますけれども、関東でも何カ所かそういう形が出ておりますが、なかなか米の売買については支障が出てきているというような現状を伺っております。

館林邑楽の区域ですが、板倉町がそういう形で既に検出せずということで安全だということで動いております。実質的に昨日、9月7日ですか、発表がございまして、邑楽町と館林市、それから大泉町でそれぞれ1点ずつ採取いたしまして、その結果、すべてこちらでもセシウムとヨウ素を検出せずという形で、これは新聞でけさ出ているかと思っておりますが、そういう状況にあります。大泉町につきましては、1点ですべてを網羅するということでありますので、大泉町についても安全が確保されたという形で動くという話を伺っています。その後、12日に、予定でいきますとサンプリングをするのが館林1点、それから明和町が2点、その後、9月20日の日の予定が邑楽町が1点、それから館林が1点、それと千代田町が2点という予定でありますので、最終的に9月22日前後には邑楽館林の区域すべての検出がなされるのではないかと、分析結果が出されるのではないかなというような予定で今動いております。そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番(延山宗一君) ただ、農産物に関してはわかったわけなのですが、測定した中で数字というのが非常に難しいというのは、ですから20以下でゼロが表示されたということは安心なのですが、より精度の高い測定器で測れば測るほど出るのです。出たときには微量ということでの発表になる。そうすると、たとえ微量でも出たということは消費者にとっては非常に不安がある。幸いといたしますか、県の検査機関の中では20以下が不検出ということで、生産者にとってはゼロ、入ってないんだよということで風評も若干は少ないのかなと思うのですが、数字が出るということは非常に不安があるということなのですね。それについて何か町長の考えをお聞かせいただければと思うのですが。

○議長(野中嘉之君) 町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) 先ほど空間の放射能の2006年から云々というような話がありましたから、自然でもゼロではないということから考えれば、それを吸って生育し、雨も降ってそのちりも落ちるわけですから、ゼロということはないだろうと思いますが、数字が20以下であれば出ないということのほうが、むしろ私は総合的によろしいのではないかというふうに例えば考えますし、また、そういう意味では群馬県が十把一からげに扱われる可能性についても、例えば風評被害から考えれば、板倉の米はJA板倉の米として出ません。JA邑楽館林という米で出ると思いますし、またもっと大きく言えば、JAの6つも7つもの大きなJAがあっても、最後は群馬の米というもので網羅されるとすれば、1カ所出ても風評被害が出ないとは言いかねないということもありますので、私どもは出た場合には、例えば川場が出るか、あるいはどこが出るかということも、ここで名前まで挙げては恐縮ですが、可能性は高いですね。例えば川場村さんのほうはすごく高いのですから、空間の放射能が。ですが、そうしたときには出たところは川場村だけです、他には影響ないですよというようなことをやるための各市町村からの点数を取り上げた何点か、面積に応じて調査ですので、それを風評被害が少なくなるように十分利用をこれからするように、いわゆる風評被害の拡大にならないような対策をぜひということで、現在も万が一板倉で出たときにはさらに南地区という例えば限定をするということになっていますから、そういう心配もないと思いますが、幸い板倉は全然出なかった。万が一出たときには板倉の西と4カ所例えば測って一緒なのかいと、そういったことは当然予想されましたから、1回1地区で出たらそこはもう一回測り直すということですから、そういったことも含め、我々も想定できることは想定しながら、できるだけ対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長(野中嘉之君) 延山宗一君。

○4番(延山宗一君) わかりました。

それでは、次に移ります。本町の農地行政、地域にある農地、農業振興についてお伺いをしたいと思っております。農地政策は、まず農地の確保、そして有効利用することにあるわけですね。基幹的な農地の面的な集積を促し、生産性の高い農業を実現していかなければならないわけですね。それには町、農業委員会、JAとともに連携をとりながら施策の推進を図っていかなければならないわけですね。加えて、それぞれの役割を果たしていくことが重要だと思っております。

一昨年12月、改正農地法が施行され、農地政策の方向が所有から利用へと大きく変わってきました。よって、一般、そして法人等の農業参入が増えてきているというのが現実になっております。そんな中、個々の経営の中で、まず第一線で働く人を見ますと非常に年齢が高くなってきている。今若いと称される担い手の

方が約60歳を過ぎている。一般作業者は70歳代の方が農業を支えている、こんなふうにしても言い過ぎではないのかなと思っています。農業者数の減少とあわせて高齢化が農業にも進んでいるわけですが、加えて労働力不足から優良農地にもかかわらず作付されていない耕作放棄地が目につくようになってきております。町ではその状態をどのように把握しているのか、調査時期、面積がわかるのであればお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） それでは、答弁をさせていただきたいと思います。

耕作放棄地、こちらにつきましては今までさまざまとらえ方ということで、なかなか統一がされていなかった部分があったのですけれども、先ほど延山議員さんがおっしゃるように農地法が改正になりまして、ある程度こういうものが放棄地というとらえ方がなされてきております。その中で、以前農業委員会のほうでも何度か耕作放棄地の調査ということで行ってございまして、50ヘクタールを超える数字をたしか何回か結果として出していたという現実がございます。その後、実際検査を毎年する、現地確認を毎年するという形に今変わってきておりますので、21年でありますけれども、11月1日、2日という形でまず実施した段階、この結果が25ヘクタールという数字になっております。こちらについては、全体的に以前50という形でとらえておりますけれども、その中で転作上、保全管理という形で台帳に載っているものは除くという中でございますので約半分、この半分の数字を耕作放棄地というような形でとらえておる現状でございます。

実質的にはその残りはではどうしているのかというようなこととなりますと、転作上、そこの農地をどういう形で利用していくか、今後どういうふうにならざるを經營していくか、改善するか、そういう意味での計画書を出していただいておりますので、そちらについてはそれに基づいて今後確認をしていくという形になろうかと思っております。

実際そのときにアンケートの調査を行っております。25ヘクタールにつきましてはアンケートの調査を実施いたしまして、その結果に基づいて、町と、それから経営基盤促進法に基づく円滑化団体、これは邑楽館林農協さんになるのですけれども、そちらと十分に協議連携を図りながら、その農地についてどういう形でこれが改善できるかという方向をいろいろ検討していきたい、積極的に検討していきたいという動きでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君に申し上げます。

通告時間を超えていますので、簡潔に願います。

○4番（延山宗一君） では、もう一点だけ。

耕作放棄地は非常に草が伸びております。道路にはみ出しても困るということでの対策を1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 現実的にやはり道路のほうにつるが伸びていたり、木がはみ出していたりということがございます。それにつきましては、基本的にはまずその持ち主の方に改善してほしいというお話

をかけるということがまず第1点だと思います。しかしながら、これについてなかなかそれができないという状況もあろうかと思しますので、こちらにつきましては環境の担当部局、それから建設の部局と協議しながら、もちろん町の農政の部局と協議しながら改善に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） いわゆる耕作放棄地が例えば公道に邪魔をしているとか、いろんなケースが想定されて、今までもその地主に指導をして、最低限度に邪魔しないところまで刈り込んでくれとか、そういった対応はしているのですが、今の現状ですとなかなか細かい対応がしていただけないということでただいまの答弁になっているのですが、私個人としてはこの間、町でそういった現状のことで、例えば交通あるいはいろんな災害、防災も含めて犯罪も含めて想定される場所については町で刈って、何回か通告しても対応してもらえなければ町で刈って請求書を送付するような、ある意味ではちょっと強目の指導も考えていかなければ公共の秩序は保てないだろうということは一応話として話してあります。したがって、それらも含めて町民の皆さん、そういった方々の考え方も含め、ただ放置をしておくというところについてはもう全然やる気がないですから、幾ら町が何回しても、立て看板を立ててもやっていただけない。しかも、そこへ空き缶やいろんなものが投げ込まれて、町自体の信頼や信用も、あるいは美的景観も保てるかどうかなんていうところまで考えると、ある意味では強目の指導もしていかなくてはならないというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○4番（延山宗一君） 大変ありがとうございました。時間の関係で最後の質問には至らなかったのですが、資料をそろえてくれました課長さんに大変申しわけなく思っています。次回のときにということでございます。大変ありがとうございました。

私の質問を以上で終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了しました。

次に、通告3番、小森谷幸雄君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

12時を過ぎると思われませんが、ご了承ください。

[5番（小森谷幸雄君）登壇]

○5番（小森谷幸雄君） 5番、小森谷でございます。午前中最後ということでございます。大変お疲れかと思えますけれども、もう少々ご辛抱いただきたいというふうに思っております。

質問に入る前に一言述べさせていただきたいと思えます。昨日、太陽光発電ということで補正予算が可決されたわけでございます。その際、板倉のホームページでは、昨日までは一応申請がいっぱいでお断りの文面が載っていたわけでございますが、きのう帰ってたまたま見ましたら、再開ということで新たにホームページが改編されておったということで、大変その辺の対応についてはよかったのかなというふうに思っております。

また、それからホームページのニュース欄でございますけれども、それから5行目ぐらい下かと思えます。大蔵公園のテニスコートの管理ということで出ておりました。管理が海洋センターになるということのご

案内であったものですから、先般大蔵公園の管理についてちょっと議論があった経緯もありまして、今朝ちょっと拝見をさせていただきました。管理が基本的には海洋センターということはわかるのですが、ではあそこが整備されたのかなという感覚で、あのホームページを見られた方は多分申し込まれるのかなと思います。行って見ましたら基本的には従来そのままということで、ある意味では対応がまちまちの対応ということで、いい面、悪い面、改めてつくづく感じさせられました。

先ほど町長の放射線云々の関係で原発云々、ああいったものも「町長室」ということでホームページでかなり行を割いて町民の皆様にお知らせをしている。そういう経緯を見ますとかなりの方があれを見られているというような部分もありますので、情報の発信についてはある程度管理された中で内容を、特に課長さんにおかれましては精査された上で発信をしていくということが非常に大事なのかなというふうに思っております。

以上、その2点についてちょっと今朝方気づきましたので、差し出がましいことではございますが、ご案内をさせていただきました。

それでは、早速でございますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先般荒井議員さんもこの件につきまして質問をされておりますので、若干ダブるというようなところがあるかと思えますけれども、基本的にはこちらの要旨も答えやすいような感覚で私も出しているつもりでございますので、広く浅く一般論で大綱をかけたような形で答弁されますと、「はい、そうですか」ということで5分ももたない内容になるかと思えますので、その辺なるべく具体的にご答弁をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

先般利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観が国の重要文化的景観に選定をされました。このことは先般いろいろな会議の中でも説明がありましたので、十分承知の上かと思っております。関東地域で初めてのことということもございます。そういった中で行政と地域住民が景観の保全に関して今後どのようにかわっていくのが非常に重要となってくると思います。

今回、総務文教福祉常任委員会の視察研修で2006年1月、平成にしますと18年1月でございますが、重要文化的景観第1号に選定された近江八幡市を訪問させていただきました。当町と違いまして、歴史・文化的な経緯は大きな違いがあるかと思えます。当初、近江八幡市の水郷が選定されものであり、その後、選定エリアを集落、さらに里山に拡大して、現在は354ヘクタールが選定をされているというふうに伺っております。また、先んじて琵琶湖を囲む周辺自治体8市7町が1993年6月、これは平成5年になりますけれども、ご存じのようにラムサール条約に登録をされております。ラムサール条約登録が先行した経緯はあるわけではございますが、防災と同じような感覚の中で市民自らが文化的景観を守るという意識が高く、市民が中心となった保全活動が展開をされているわけではございます。関東地域では群馬の水郷と言われる当町が重要文化的景観に選定されたことは快挙であるとも報道をされております。

本町では本年、水場景観の保存計画改定版を発行し、その方針を明確にしております。しかし、選定後の取り組みには多くの課題が残され、場合によっては計画そのものの実効性が問われることとなります。既に私たちには見なれた風景でございますが、ニュータウンに移り住んだ人たちの中には、この度の選定を受け、当町の持つ歴史・文化を価値あるものと認識し、積極的にPRすべきだとの意見もございます。また、当町の歴史・文化を後世に伝えるためにも、学校現場で教えることも非常に大切ではないかというようなご意見

もでございます。しかし、選定はされたものの、これは私の個人的な感覚になりますが、町民の関心は高まっていない感じがいたします。しかし、選定後の取り組みいかんによっては地域のコミュニティーを再生させる一つの手段になり得るかという考え方もございます。そういった内容を受けての質問でございます。

町長にまずお尋ねを申し上げます。町長は選定後の談話として、「関東初であり、町のPRに一役買ってくれると思う。町政の運営に当たり、歴史的・文化的財産と地域の開発のバランスを十分に考えていきたい」といたしております。現状に至った感想、率直なご意見をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 指定されないより指定されたということは非常によかったと思っております。ただ、町長としては、もちろん残すべきものは積極的に残していくという姿勢はずっと変わっておりませんが、反面、水場文化あるいは水場ということが非常に前面に出ますと、片やこれから重要な開発あるいは企業誘致等を考えたときに、ある意味ではマイナスイメージもわくのではないかといういわゆる相反する性格のものが同居しているわけでありますので、それをどういうふうに調整をとりながら相互のプラス材料にしていくかということについて戸惑いもあったこともありますが、新聞にコメントしたことが事実でございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 教育長にも同じご質問で申しわけございませんが、ご感想をお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 同じように、この板倉町の持っている風景というのは他にはありませんので、ぜひ残したい。それと、今町長が述べましたように開発する部分とはっきり分けて、指定される箇所はここなのだ、ここで言っている部分はこここの場所なのだという形ではっきり指定されればそういう誤解もなくなるかと思っております。非常にいい形で指定されたなというふうに思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今町長、教育長の、首長さんあるいは担当のトップでございますけれども、教育長のご見解をまず伺った上で次の質問に入らせていただきます。

選定告知の件でございますけれども、先般8月号の「広報いたくら」で特集という形で広く町民にお知らせをするということでご案内があったかと思っております。また、町のホームページではニュースの欄のトップには入ってなくて、掲載されなくて、その下のほうの、何という表現をすればよろしいのかわかりませんが、一応文化的景観ということで一枠とって、その中にいろいろ詳細が開いていけば見られるというような形になっておりますが、選定という言葉そのものがニュースとしての性格性の中でとらえられていない。今後そういった面を含めまして、選定後の告知、別の方法を何かお考えがあるのかお尋ねを申し上げます。局長にお願いします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいま議員のご質問ですが、まず最初にホームページのほうの、アップはしたわけですがけれども、大変見づらいということで、その辺は心苦しく思っております。まず、こ

の後、早急にトップページの中でも見やすいところにバナーをまずは持っていきたいと思います。

ホームページの中身なのですけれども、今回特に特徴的なものといましては、地図を載せまして、その上に、今回70カ所の重要な地点があるわけなのですが、そこに全部ピンを立ててあります。そこを一つクリックしていただければ写真と簡単な説明が出るということで、その辺につきましては、内容を見た方にわかりやすくということで一応工夫はしておりますので、見やすさという点で今後は直していきたいと思っております。

それと、町民、町外両方含めてなのですが、もっと目立つようなPRということで考えまして、懸垂幕を町内の主立ったところに掲示をしたいというふうに考えております。これにつきましては、町長、教育長、そして課長等で話し合いました結果、懸垂幕の大きさなのですが、幅が90センチ、長さが7メートル、この生地に、文言といましては、「関東初 水と緑と学園のまちいたくら 国の重要文化的景観に選定」という形で書きまして、その文字をあしらったものを掲示していきたいと思います。具体的には、かける場所なのですが、1つは板倉東洋大前駅、2つ目がこちらの役場、3つ目が中央公民館、そして4つ目なのですが、健康の郷・季楽里、この4カ所に懸垂幕等をかけていきまして、町内外含めましてアピールをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今局長の答弁の中でホームページのバージョンアップ、それと懸垂幕、おのおののご案内があったわけですが、バージョンアップ・アンド懸垂幕、これは時期的にはずれるかと思いますが、いつごろを目安に考えておられますでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） まず、ホームページのほうですけれども、こちらはちょっと作業もありますので、1週間程度いただければと思います。

それと懸垂幕ですが、こちらは先ほど文言の中で「選定」ということを申したかと思うのですが、実際にまだ国のほうから告示がされておられません。その点につきましては、県、国に問い合わせをいたしましたところ、今回、内閣の交代があったりということで国のほうの作業がしばらく遅れてしまったということで、もう少し待っていただきたいというような回答をいただいておりますので、かける最初の時期はその選定の告示があった日ということになろうかと思っております。なお、せっかくお金をかけてつくりましますので、できれば半年とか1年とか長くもたせて周知ができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今8月下旬が官報に載るであろうという多分想定があったと思うのです。国のほうのお話はともかくとして、内閣がかわったというようなことで基本的にそういうものが変更になってしまうのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

いや、わからなければわからないで結構ですよ。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） これはあくまでも推測ということでご理解願いたいのですが、文部科学大臣のほうの決断というか、採決がないと最終的な書類というものは出ないと思いますので、その辺のおくれかと思えます。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどの質問の中でも、延山さん、要するにマスコミの対応に対して非常に難しいのです。これもまさに事務方、役場とすればやはりきちんとした認可がおりないという……町民の皆さんから対応が遅い遅いと。それはマスコミをもって、我々もマスコミをもってもちろん喜びもあったり悩みもあったり、その時点で発生はするのですが、事実として、今言ったようにホームページも5月20日から掲示をしてあるのですが、見づらかったということは反省せよと。その時点で、見づらいという情報を得た時点でそれに対する対応は指令をしておりますし、ただ懸垂幕についてももう既に多分でき上がろうと思っているのですが、それは役場とすればもう少し弾力的にということもあるのだろうと思うのですが、非常に難しさを……いずれもマスコミがすっぱ抜いたり早くやったりと。企業誘致の関係もそうなのですね。そういうことで我々もできるだけマスコミにも、これを境に発表していただきたいとかという要望はするのですが、時によると彼らも自分の新聞を売りたいがためにということのギャップがどうしても生まれる可能性があって、対応に苦慮する場合もございます。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 国の仕事はそんなものなのかなというふうに思いますけれども、選定されることは確実だと思いますので、やはり広く町民に向け、町外、町内含めまして、やはりPR活動というのは大事なように感じております。

基本的にこの重要文化的景観が全国で24カ所選定をされております。私も、関心があるかないかは別として、基本的に、では2番目から23番目はどこだと。多分だれも言えないと思うのです。そういった意味で……別にその23カ所を聞くつもりはないのですよ。そういう意味で重要文化的景観が選定された後、その対応が非常に難しさがあるのかなというふうに思うわけです。そうでなければ、例えば世界遺産と違って、大関までいかない幕下、序の口と、そういうイメージで言うてはいけないうことなのだと思いますけれども、やはり重要文化的景観、選ばれたというだけでは町の発信力からしても町内外に知られるという部分についてはなかなか難しいと。まして先般は「広報いたくら」でご案内があったわけですが、どのくらいの方があれを読まれて、我が町の文化財はすごいものだという形で再確認をされた方もおろうかと思いますが、そういった面でやはり情報を広く伝えていくという難しさも十分わかるわけでございます。1回やって終わりということではございません。そういった中で今後継続的に、いろいろ形、場面を変えながら我が町の景観をきちんと伝えていくということが大事なのかなというふうに思っております。そういう意味で本当は聞くべきなのでしょうけれども、ダブるところがございますので、次の質問に入らせていただきます。

重要文化的景観の選定過程ということで、先般教育委員会からいただいた資料によれば、2001年、平成13年ということになるらしいのですが、本県で開催されました国民文化祭での水文化フェスタということが契機になっているというふうに伺っております。

若干話は変わりますが、当町ではいろいろ議論がされております総合計画、こういったものは次年度から今度は廃止をされるというようなことですが、そういったいわゆる総合計画を初めとして、例えば都市計画マスタープラン、板倉町風景計画、板倉町観光振興計画、そういったおのこの計画書が日々皆さんの努力によって作成をされたわけでございます。そういった中であすのまちづくりのための方針、計画というものが立案されておるわけでございます。上のほうからつくれと言われてつくる資料もあろうかと思ひます。あるいは町独自でいろいろ計画を立てる上で必要があつてつくられた計画もあろうかと思ひます。そういったいわゆる計画書の中で、課を超えて、先ほどどなたかの質問で横断的と、簡単に言えばそうなのですが、そういったいろいろ各部署で作成された計画書の中にこの「景観保全」という言葉が出てくるわけでございます。

そういった意味で、先ほどの質問と若干ダブりますが、全町と全庁、今度は役場の中の全庁という意味、そういったいわゆる縦横がうまく連携をしないと、こういう事業というのは進まないのではないかと、いうふうに思ふわけですが。この計画、保存版まで含めると約10年が経過いたしております。お金のことは余り申し上げたくないのですが、その中で県の補助、国の補助、町の予算、そういったもろもろの経費があるわけですが、補助を受けた金額が約1,700万。これは都市建設課のほうの担当で770万、詳細は省略させていただきますが、ここに至るまで2,540万何がしかのお金が費やされている。補助金を受けているので町のお金は使っていないから別に問題ないよということはないと思ふのですが、そういったものを受けて、今後やはりそういったものを無駄にしない、あるいは効果が出るような認識、当然のことでございますが、あえて私は投資対効果ですべてを判断するつもりもございませんが、そういった中で今までの経費に見合う今後の考え方というのかな、そういうものを……局長ですか、これは。では、局長お願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいま小森谷議員がおっしゃいましたように、文化的景観の中身につきましては、教育委員会だけではなくて多岐にわたっておりますので、まさに全庁、そして全町民ということが重要だと思っております。そういう2つの柱を考えた場合に、まず町民のほうをどういうふうに組織していくかということがあろうかと思ひます。こちらにつきましては、昔からの知恵を伝えたりとか、船がこげたりとか、糸が紡げる、機が織れる、そういった板倉の地域文化を伝えることができる方が既に100名程度おります。この方たちを教育委員会のほうでは板倉町民俗文化伝承士という称号を与えまして認定をしております。このほかに、既に去年の12月ですけれども、水場の風景を守る会、約20名ほどなのですが、こちらのほうが立ち上がっておりまして、特にこちらの守る会につきましては、行政との中間的な接着剤的な役割を持ってもらうということを意図しております。ということで、先ほど申しました民俗文化伝承士と守る会の人たち、この方たちを核といたしまして、町全体で景観保存を目指す住民組織の構築をこれからも考えて進めていきたいと思っております。

また、一方、行政のほうはどうするかということがあろうかと思ひます。こちらにつきましては、大きい考え方でいきますと、行政は板倉町だけでございませぬので、当然水にかかわる国交省であるとか国の関係との連携、そしてまた群馬県との連携、そして近隣の市町との連携、そういったものがまずは必要かと思っております。そして、内部的に考えますれば、先ほど申し上げましたが、施策がかなり広範の課にわたって

きますので、教育委員会だけでなく、役場行政組織の枠組みを超えまして関係課の横断的な構築、まだ具体的にはどうするかは決まっておりませんが、そういった横の連携もますます必要になってくると思っております。特に政策面からいきますと、通告書にありますようなマスタープランであるとか、これからの中期計画、そして都市計画、そしてまた重要文化的景観の基本にあります風景計画、これらの上位計画とのまずは調整が必要かと思えます。そして、さらに各課とそれをどうやっていくかという連携をこれから図っていくことが必要かと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今までは一般論の形でいろいろお尋ねをさせていただいたわけでございます。そういった中で、今回非常に立派な保存版という形で改定版が出版されているわけでございます。基本的には2008年にできているはずでございますね。これの改定版の前は2008年でございますよね。そうしますと、私はその辺がちょっと疑問に思う点です。といいますのは、保存版から改定版に至るまで3年が経過している。その中で今回改定版が出されて、これに基づいて今後また計画を立てていくというような形になるかと思うのですが、先ほど水場景観の保全ということで他部署との関係も含めていろいろ会議をやってきたというような形になるわけでございますが、2008年に発刊をして一応集大成ができたわけですね。いろいろ文言等の若干改定があつて11年、今年の3月ですか、改定版が出された。そうしますと、時間的な制約がいろいろあるかと思うのですけれども、1つの計画性という部分で、先ほど町長が朝のだれかの質問の中で、こんな計画書と言うと失礼ですが、この防災計画については美辞麗句が並べられていて実態にはそぐわないというような、そういう側面もあるんだよというようなお話もありました。

これは大分前の質問になりますけれども、やはり総合計画のあり方についても質問をしたときに、現実の単年度ごとの仕事と計画、それが乖離が非常に大きくなってきまして、総合計画は総合計画、町の一般業務は一般業務、そこまですばつと割り切れない部分もあるのですけれども、なかなかそこへ目指していくステップが見えないというようなことが往々にしてあるわけでございます。そうしますと、8年に出版をして我が町の水は、重要文化的景観に選定される、選定されないは別として、やはり計画の遂行上、では3年間というのは何だったのだろうか、そういう考え方を私は持つわけでございます。そういった点で、今回改定版が発行されておりますけれども、その中でもいろいろ課題が指摘されております。この改定版の中身について全部お尋ねするつもりはございませんが、私が気づいた中でこんなところはどうするのだろうかというようなことでのお尋ねになるかと思えます。

くどいようで申しわけないのですが、このままいきますとこの計画は実行レベルの計画ではない。提言書みたいな内容になっていまして、これを見て、では明日からだれかがどうするかとか、こうするかとか、そういう行動には多分、私だったら移れないのかなというふうに思います。そういったものが、先ほど2008年が出ているということは、その間の中で実際選定を受けた後どう対応していくのか、そういったものは多分議論されていない中での改定版が出されて、改定版が出たらこれからまたその部分については検討しますよ、こういうステップをたどりますと、従来のいろんな計画の遂行と同じような状況をたどって、3年後にこうしますと、例えば実質の計画が動き出したときに、そうすると、やはりここでニュース性、話題性も含めてどんと発信されたものが、今ごろからまた始めるのと、そんな危惧を抱くような場面になってしまうのかな

というふうに思っております。

この保存版によりますと、全体をある程度読ませていただいたのですが、当面の着地点は私は見えないというふうに思っております。例えば5年後、10年後、これを見て想像は私はできないと思うのです。管理職の方も全部ごらんになられたと思うのですが、では我が町は水場景観について5年後の姿はこうだろうな、ああだろうなというのは、理想論は書いてありますけれども、提言ですから、こうあればいいでしょうというようなご案内ですので、私はあえて言うならば提言書のほうがいいのかなど。保存計画というようなことでうたっておりますが、やはり計画の大事性、重要性というのはそういう意味でも実行力を伴っていないと、私は基本的には計画ではないというふうに考えております。そういった点で改定版の後の状況を、決めてないのであれば決めてなくても結構なのですが、その辺の将来の展望というのはどのように考えておられますか。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） ただいまの質問なのですが、非常に的を射過ぎている質問で、というのは2008年につくっていて、非常に短い期間で改定版が出ているというような部分ですが、一応この改定版によりますと、「風景計画の策定及び風景条例制定を施行されたことを受けて」というようなことですね。受けてつくったということなのですが、やはりこれは計画書というよりも、具体的な計画書というより提言書というふうに私自身も見ております。非常に学術的なもので、今後この水場景観をどうしていくのかという部分では非常に弱いところがあるなというような感じ。学術的には非常に貴重なものだというのは十分わかっております。今後具体的な形で、そんな長い期間ではなくて、短い期間に先ほど局長が話したような形で進めていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） そういう答弁にならざるを得ないかなというふうに思います。先ほど1つの例として総合計画書というのを引用させていただきました。あの中でも基本的には段階によりまして基本構想、基本計画、3カ年の実施計画書、それに基づいて単年度の計画予算、そういう落とし込みがされておるわけでございますね。ですから、基本的にはこの水場景観の保存についてもそういう段階、予算がたくさんつく、つかないは別として、そういうステップを踏んでいかないとこの計画は私は進まないのではないかなと思うわけですね。

そういう意味で、先ほどの答弁の形の中では今後考えることですよ、条例締結を受けて云々と。でも、ある面では計画性を進行させるということであれば、当然保存の選定は文化庁から得られるであろう、そういう中で2008年にああいったものを出して、わざわざ改定版を3年後に出していると。そうするとその間、例えばこの仕事に携わっている方は、では選定を受けた後どうするのだろうか。私は行動を多分起こして行くのかなと。基本的な設計も含めて、本に出せるような問題は別としても、選定を受けたらこうしたいな、ああしたいな、地域の住民の方にはこういう協力をいただきたいな、あるいはボランティア組織はこうしたいなといういろいろ構想を多分描いていくべきであったのかなと思うわけですね。そういった点で3年おくれればまたさらに3年、これからこれを受けて、例えばいろいろ実施計画書、単年度計画云々というふうに落とし込んでいった場合にはまたここでタイムラグが生じてしまうというような傾向をたどるかと思っておりますので、

過ぎ去った時間は取り返せませんので、今後計画の実効性のあり方についてもそういう視点からぜひ鋭意取り組んでいただきたいと思います。

それと、2番目になりますが、この保存計画の保全について、この保存計画を見ますと全町的な問題が取り上げられているわけがございます。この中の後半の段落になってきますと、「行政も地域住民も含めて象徴的なシンボルをつくって推進すべきだ。その象徴的なシンボルをきちんと決めた中で地域の内外の住民に対して告知することがスタートとしてはやりやすいのではないか」というような提言が書いてございます。その中で「谷田川周辺という言葉が一番なじみやすいであろうし、高いポテンシャルを有している」というコメントが出ております。その辺のことについての具体的な答弁を聞きたいのですが、方向性とかお考えはいかがでございましょうか。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） 今回の重要文化的景観の指定された中でやはりシンボリックな象徴は、議員ご指摘のとおり谷田川景観、これが一番だと思います。例えば文化的景観の定義といたしましては、地域の人々の生活であるとか生業、風土に形成された景観地ということですので、暮らしの中で培われた景観ということになるかと思っています。そうしますと利根川であるとか渡良瀬川、渡良瀬遊水地というものは確かにございますけれども、こちらは管理された景観という見方ができるかと思っています。それに対しまして谷田川には、柳山を初めといたしまして川田、北根樋門、北根用水路、八間樋堰、囲堤など、本当に先祖が水との生活の中で深くかかわってきた資産というものがたくさんあると考えております。そのうち、その中でも自然環境もとても良好に保全されている場所が谷田川ということですので、1つは、町外の方にとりましても、特に東京から1時間程度のある程度現職を離れたといいますか、50代、60代の方にとりましても、町民、町外問わず、いやしの場を与えてくれる場所というふうに考えております。しかしながら、現実的には多くの町民の方は生まれ育ってふだん見ている景色ということですので、本当にそれが重要であるという認識まで現在のところ理解されていないのが現状だと思っています。ですので、これからはより一層、町民の方へのそういった啓発活動を考えていかななくてはならないと考えております。

その一つの例といたしまして、すぐできることといたしまして、現在体育指導員の企画でウォーキング事業、春と秋にやっておりますけれども、その中に水郷公園から合の川までの谷田川区間、ここをコースに入れます、歩く途中途中で景観についての説明を文化財のほうから行ったりしまして、今まで見ていた谷田川と同じではあります、中身はこうだよと、そういうもので関心を喚起いたしまして、文化的景観の理解への一つの一里塚としていきたいと考えております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今局長のほうから一つのモデルケースとして、そういう意味での文化的景観の紹介。ですから、先ほど私が申し上げたように、そういう身近なものをすぐできるもの、できないものとあえて局長もおっしゃっていましたが、やっぱり全体的な計画をつくるのも大事でしょうけれども、その選別、色分け、重要文化的景観が全町で70カ所あるとするならば、その企画の中ではこういう形での史跡というのか、重要文化的景観を今回のラリーでは見られるんだよ、そういうご案内もできるわけですね。ですから、あえて改定版をつくったから計画書を出せと私は申し上げているつもりではなくて、やっぱり一つ

ずつ積み上げていって、最終的に5年後にはこういうスタイルを目指す、10年後にはこういうスタイルを目指す、その1年目はこうですよと、そういう計画性が欲しいなということで申し上げたつもりでございます。

先ほど近江八幡市のお話を申し上げたのですが、歴史・文化的な経緯は当然違いますし、重要文化的景観に至る過程も全然当町とは違うということは、あえて申し上げるならば、近江八幡市においては、現地に行って聞くとお話をすれば行政主導ではなかった。八幡堀という象徴的なお堀があるのですが、そこが、昔の話ですから公害問題、いろいろ含めましてどうしようもないお堀になったと。それを埋めるというような市の方向があったらいいのですが、近江八幡市にとってこの八幡堀については市そのものの存在を揺るがしかねない、昔からの水運ということで考えるならば、お堀、城の守りというようなこともあるのですが、水運ということを考えてときに、その発祥にもなるような八幡堀を埋めるということはままならない。埋めてしまえばただの地べたになるわけですので、それを市民運動という中でボランティア活動から始まったということで、先ほど申し上げましたように防災と同じ感覚になりますが、命は自分で守る、地域の文化財は地域で守る。ある意味では守り方としては共通するようなどころがあるのかなと私は思っております。

当町の場合ですと、そういう歴史的・文化的な景観の中に育ってきたわけですが、そういった中でなかなか価値観を見出せないという部分であるし、行政サイドでいろいろ調査研究の上、我が町にはこういったものがあるんですよ、それを町民の皆さんで守り育ててくださいよというような行政、上から下においてくるというような感覚かなと思います。その中でいろいろそれを守るためのボランティア活動もある面ではあるかと思いますが、全町的に自分の文化財を自分たちで守っていくということは、なかなか現状の中では完成度は低いのかなと思っております。

そういった意味で、先ほども若干ありましたが、行政は庁内でのそういった議論を、庁内会議等も含めましていろいろあるかと思いますが、いろんな場面で特にこの保全活動については時間を割いた中で議論をしていく、進行していく、あるいは教育委員会単独ではなくてほかの課も横断的にフォローしていく中でこの重要文化的景観を我が町の財産にできるかどうか、そういった意味でも検討をいただきながら進めるべきではないかと思っております。

住民組織、先ほどボランティア云々、近江八幡には100近くのボランティアグループがある。それぞれいろんな場面で、ヨシ刈りとかあいつたものも、体験ツアーと称して市外からも募集をした中でいろいろなイベントの一つとして組み入れた中で保存活動を進めているというような話も伺っております。具体的に町側では決まっていないと思いますが、そういったもののあり方、あるいは今後こういったものを育成していきたい、そういう方針がありましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 根岸教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（根岸一仁君）登壇]

○教育委員会事務局長（根岸一仁君） ただいまのお話の中でボランティアという一つの言葉が出たかと思っております。ボランティアで、今回特に東日本大震災の中でもいろいろなボランティアの方が出向いておりますけれども、お話を聞く限りでは、現地がどういう方を欲しいかといえば、やはり何か手に職を持った方、大工さんであるとか大型機械を動かせるとか、そういう方が一番必要とされていると聞いております。それが直接板倉に合うかどうかということは別といたしましても、板倉町の中で住民の方がボランティア的に何かをやるという意識をまず持ってもらうことは大変重要だと思いますけれども、その中でどんなことが自分の力

としてこの文化的景観を推し進めるに当たって必要とされているか、そこにやはり力点を置く必要があるのかと思います。それを考えますと、先ほど答弁の中で出ましたけれども、語り部的な、要するに説明のできる方、自分の持っている技術を教えられる方としての板倉町民俗文化伝承士を、現在100人おりますけれども、こちらをもっと力を入れて増やしていきたい。また、この中にはいろんな分野の方がおりますので、それぞれ説明もしくは体験活動等に協力してもらうことができるのかなと思っております。それと同時に、やはり行政と民間の団体、そして住民の方を結びつける一つのつながり役として水場の風景を守る会、こちらのほうの活動も推し進めていければという2本立てのことができればと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 文化的景観で非常に難しいですよ。要するに見た目が美しいとか、それではないのです。それがどういう過去の歴史をたどって、ですから例えば谷田川の柳山、あれがすばらしいということではないのですよ。なぜあの柳山が形成されたか、あの中に私も2反、面積で600坪持っていますけれども、昔あそこが自分のうちの、昔の集落の何軒かの古い農家のカヤ場であり、たきぎのいわゆる生活の基本といった……だから語り部はそこを語ってもらうような形になると思うのです。柳山は、例えばほかにあるかもしれません。あると思います。ですが、そういう意味で水辺、なぜ柳がいいかといえば、柳はあつという間に成長し、切って挿せばすぐ水場であればつくという、そういった背景を持っているわけですね。

例えばそういった今回指定された流れの中で、いずれも、例えば観光面にどれだけ連携をさせていくかという面については、見た目として観光に役立つかどうか疑問な面は率直に言っていっぱいあるのです。地元の手の上にとちょっと立った水神様、そういうものも指定されているのですが、点々とね。いずれにしても既にこういったものについては町が企業誘致、あるいは板倉町、あるいはニュータウンの販売も含めてPRとして既にそういったものを対外的に発信をしております。

ついまだこの間なのですが、10年近くたつ例えば企業誘致を、町のPR用の観光のPR誌が作りかえの時期に来ていると。この間、前のものを見て、それをどういうふう現代風に合わせようかというので、これは10万部でしたか3万部だったか、それも作成をしているのですが、それらについても以前から、あるいはこれからも向こう10年ぐらいはその中に大きく要素としてほぼ7割方は入っています。それから、例えばこれをできれば観光面に発展させたいなとかという意味では、その中にサイクリングコースとしてそういったところをこういう経路でめぐれるとか、一応精いっぱい対応を今現在しているところであります。

そこにボランティアをどういう形で入れるかというのは、そういった意味でいわゆる文化的な生活に根差したものがすべてですから、そこを語っていただくようなものということで、これも非常に派手さもないし難しいところですが、それらはやっぱり力を入れていって、何よりも場所によっては人の手を加えないことと。また、場所によっては、水塚等についてそのままただ放っておいたのではどうにもなりませんから、ではそれを100も150も全部保存するのかというところとすごい財政的な、一家の敷地の中の土地の利用制限までさせるようなことになりまして、1つ保存するのに幾らお金がかかるかということも含め、非常に複雑な大きな問題も財政的にはこれから予測されようかとも思っておりますし、そういう意味でいろいろな角度から検討していきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 町長の答弁、そういった意味での難しさというのは当然、今後推進していく中で経費の面も当然出てくるであろうし、そういったものがきちんと計画の中で消化をされて、理想とする求めるべき文化的景観、保存活動が推進されれば一番いいことなのですけれども、先ほど場所場所によっていろいろ問題があるという中で、まずボランティア云々は別としても、先ほどご案内させていただきましたように巻末には70カ所が指定をされております、町内で。持ち物が国交省であったり、個人であったり、町であったり、いろいろな団体が所有をしていると。そういう意味の中での保存活動は非常に難しいと思うのですが、この保存計画をつくる過程で、各地域で例えば住民説明会とかシンポジウムをやられております。そういった中で出席者の数を見ますと、私も行っていないので何とも言えない部分はあるのですが、数十名、二、三十名というような経過をたどっている。

あえてここでそれを出させていただきますのは、では我が町、我が部落、我が行政区、そういった地域で本当にうちの行政区には何があるんだろう、そういう意味での発信をしていくことも大事であろうし、そういった意味でボランティア云々の話は別としても、やはり地域の住民が自分の行政区内にある文化的価値を知っているのか知っていないのか、そういった意味での啓蒙活動も、ある意味では計画なんかは経費を使わないですぐできることであろうし、再認識ですね。それを認識させない限りボランティア活動なんていうのは生まれないであろうし、入り口はいっぱいあると思うのですが、その辺の考え方が地域、地域の文化財を認識するというのがやっぱりスタート、原点になろうかと思えます。そういった活動も今後の中で行政側も含めてぜひPRをしながら再認識をさせていただくという手段をとっていただければありがたいかなと思っております。

いみじくも先ほど町長の答弁の中に観光という言葉が出てきました。この提言書の中にも、従来型の観光はこの保存計画が仮に精度が高まって、ある程度完成の域を見たとしても、従来型の見たり聞いたり……聞いたりとは別ですけれども、見てどうのこうの、あるいは地元でお土産買って帰る、そういう従来の観光型の切り口ではこの重要文化的景観の価値は見出せない。そういった意味ではなくて、違う意味での切り口を求めなければ意味をなさない。

いみじくも従来、群馬DC、そろそろ終わるのでしょうけれども、平地観光の難しさがあって、なかなか当町では観光は難しいんですよといういろいろないろいろご苦労があった中でそういうご答弁があったかと思えます。そういった中で、保存計画の中ではキーワードとして農村環境学習を基本とした新たな観光を創出すべきだという提言になります。だから、この辺、教育委員会だけではなくて関連部署もあろうかと思えますが、将来の、今現実ここで具体的にどうのこうのは多分答弁できないと思えますので、教育委員会及び産業振興課、腹案があれば、希望でも結構ですので述べていただければありがたいと思えます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） 議員さんの指摘は本当にそのとおりかなと思えます。ちょっと個人的なところも含めて答えさせていただきたいと思えますが、景観というのをただ見るだけのものという形ではなくて、人々がそこに集うというところらえ方で、集う中にいろんな重要なものがあったりというふうに考えていって、あくまでも景観が独立してあるのではなくて、町の人たちや多くの人たちが集う。それは具体的に言うとうんということなのかといいますと、例えば先ほどから言っていますように谷田川周辺を考えたときに水郷公園か

らずっと行って、通りに行きまして沈下橋を潜り橋といいます。あそこの南面と北面の土手を利用した形のウォーキングとかサイクリングというような形で重要文化的景観に触れてもらうような状況をつくっていく。要するにそこに集うこと、集ってそれを利用する形でのそういう認識を持ってもらうということが大事なかなと思っております。

先ほどウォーキングの話が出ましたけれども、去年の4月から始まりまして、あれは副題が「板倉町再発見ツアー」というような形になっております。そんなことで、一つの方法としてはそういう方法もあるかなと考えております。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 観光の関係という形でございますけれども、ただいま教育長からもございましたけれども、今産業振興課でやっている揚舟ですか、これがまさに谷田川の水場を体験できるようなことということで継続して力を入れていきたいなというふうには考えておりますが、もちろんこれも限りがございますし、ある意味ではなかなかこれも長い目で考えていくと採算が合わない部分もあろうかということもありますので、これも含めまして、以前にもたしか農業体験というようなことも一部行ってございまして、そういう意味での農作業に親しむ、景色に親しむ、それとただいま町長からもありましたが、観光パンフレットの中にサイクリングのモデルコースを表現してみたり、もしくはハイキングのコースということで、こちらは東洋大のほうで以前つくったものがありますので、そういうパンフレットも積極的に活用しまして、「来て、歩いて、触れて」というような形でかかわっていければかなと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 今「見て、聞いて、歩いて」だけ。

[「触れて」と言う人あり]

○5番（小森谷幸雄君） 「触れて」、そういった答弁があったわけでございます。先般、これは雑談でございましたか、やはり従来は足立区さんとどうのこうの、姉妹都市ですか、今回は近々、どうなるかわかりませんが、台東区と姉妹都市を結びたい。浅草はスカイツリーがあるのでございますけれども、我が町はそこから60キロ圏内、1時間という中で、今「触れて」というような部分があったのですが、ニュータウンの方たちの中にも結構貸し農園の中で、小分けした中でいろいろ作業をされて生産物を自分で消費をされる、あるいはどこかへ出すとか、いろいろ考えられておやりになっていわゆる農業体験、そういったものもこの提言書の中にはあるのですが、従来は揚舟にこだわっていると沈没するまで揚舟かなというようなところもあるのですが、やはりプラスアルファあるいは切り口を変えて我が町にとってどういうものがあるのだろうか、そういう中で、雑談で聞いていただきたい部分があるのですが、農作業をして、ちょっとシャワーを浴びて電車で帰ろうかなと。帰りは自分でつくったものを持ち帰る。そんな話もありまして、今後、遠い将来か近い将来かわかりませんが、そういったものを、これはある意味では農家の人たちにそういった発想を持ってもらってやったらどうかということもできませんので、ある意味では地域の人たち、あるいは行政、あるいはこういった景観保全にかかわるボランティアグループと言ってしまうとそれまでなのですが、そういったいわゆる知恵を拝借していく中でいろいろご議論をいただいて、発展的にご検討い

ただければありがたいかなと思っております。

時間の関係で最後ですよ。25分、20分。

○議長（野中嘉之君） 20分。

○5番（小森谷幸雄君） 20分。では最後になりますけれども、そういった意味で今後は予算編成にも入ってくる時期かと思えます。そういった中でいろんな計画を各部署、いろいろ立案をされて予算をつけて事業を計画される時期になってくるかと思えます。そういった中で、そういった点にも十分注意をしていただくと同時に、また防災との関連ではございませんけれども、やはり次世代を担う小中学生に我が町の文化財としての重要な文化的景観、これをいろんな場面でいろいろ取り上げられて学習はされておると思いますが、選定を受けた後には改めてこれだけ大事なものでありますよというようなことを教育現場でぜひ教えていただければありがたいかなと思えます。最後の質問で恐縮でございます。

○議長（野中嘉之君） 教育長、鈴木実君。

[教育長（鈴木 実君）登壇]

○教育長（鈴木 実君） ただいまの質問ですが、学校の教育活動は教育課程というのがあります。それに基づいてやっております。現在、重要文化的景観のかかわりにあるものとしましては、具体的には東小学校の4年生が渡良瀬遊水地の野鳥、昆虫、植物、魚、歴史等の調査活動ということで、これは渡良瀬遊水地のアクリメーション振興財団が主催で近隣の市町村に呼びかけてやっているものがあります。それともう一つは、西小学校の5年生が川田の田植えや稲刈り体験ということでやっております。これは総合的な学習の時間に位置づけてやっているものでございます。また、4年生につきましては社会科の副読本、これなのですが、「私たちの板倉町」というのがあります。これは3年生、4年生で、教科書はこちらにあるのですが、「私たちの住む土地」、「住みよい社会」を3年生と4年生で学びます。これは全国、要するに日本という形なのです。これを住んでいる県、住んでいる町の学習ということでこういうものをつくっております。この中に水塚から歴史まで全部入っております。

そういうことで今回、これは総務課の行政安全係との関係なのですが、水防学校ということで昨年大々的にやりましたけれども、その後、町長のほうで、これをぜひ後世に伝えるには子供たちというような話が出ました。そういう中でこの社会科の授業の中にきちっと地域防災が入っているのです。その延長線上でやれるだろうということで校長会等と話をしまして、今年から、今年度の10月なのですが、4時間とりました。これは水防学校ということで、「大水とのたたかい」ということで教科書の中に入っているのですけれども、カスリン台風のDVDを見たりというようなことで4時間とっております。そういうところで、これは出前授業ということになるかと思えます。そういうのを考えたときに、当然重要文化的景観につきましても、この住んでいる板倉町を知るといって、こういう副教材がございまして、その中の枠組みの中でできるのではないかなと考えております。今後、校長会等いろいろ相談しながらきちっと伝えられるものは伝えていきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○5番（小森谷幸雄君） 以上で質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で小森谷幸雄君の一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後1時20分より再開いたします。

休憩 (午後 0時25分)

再開 (午後 1時20分)

○議長(野中嘉之君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、今村好市君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[1番(今村好市君)登壇]

○1番(今村好市君) お昼を食べて大変頭も腹のほうも疲れてきて、まぶたが閉じてしまうことになるとは思いますが、通告をいたしました質問をしたいと思っております。

今回たまたま防災の日も含めてなのですが、板倉町が安全で安心して住める町に少しでもなればということで質問させていただく項目と、もう一点につきましては、地域の事業者が少しでも町の事業をやることによって活性化できればと、この2点について質問させていただきます。答弁については簡単に答弁してもらえれば結構かなと思っております。

既にご承知のとおり、地域防災計画、全国的に見直し作業が進められているのかなと思っております。この地域防災計画については、事が起こらないとなかなか見直しをしない。ふだんは各市町村地域防災計画、国の災害対策基本法に基づいてつくられていると思うのですが、目に触れないという部分が非常に多いわけですが、今回3月11日に我が国の観測史上最大と言われるマグニチュード9.0の東日本大震災が発生をして、巨大な津波によりまして2万人以上の死者、行方不明者、未曾有の大被害が発生をいたしました。また、9月の防災の日を中心に台風12号が紀伊半島の豪雨で死者、行方不明者104名ということで、平成に入って最悪の被害をもたらしたわけでございます。くしくも水による被害が非常に今年については日本列島を襲ったわけですが、改めて被害に遭った方々につきましては深く哀悼の意を表するとともに、被災された方に心よりお見舞いを申し上げたいと思っております。

このような状況の中、今回の議会の開会あいさつの中で町長から防災計画見直しをするというあいさつもございまして、今後具体的にどういう段階でどういう方法でどういう項目について具体的に見直しをしていくのか、その辺伺いながら考え方についても議論ができればと思っております。

今回の東日本大震災と台風12号の本町の被害状況についてまずお尋ねをしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(野中嘉之君) 田口総務課長。

[総務課長(田口 茂君)登壇]

○総務課長(田口 茂君) まず、3月11日の震災の関係ですけれども、今までも資料をいろいろ出させていただきましたけれども、基本的には大きな災害が板倉についてはほかの町村と比べてなかったかなということで全体的には理解しております。住宅のかわら等の損壊が243棟、それと公共施設、中央公民館のホールの改修の予算のお話も出ていたと思うのですが、各小学校等においても窓ガラス等の多少の被害が出ています、そういう状況です。現実的に当日避難された方が各公民館に20名いたと、そういう状況です。避難者については翌朝には帰宅したと。

今回町がこの住宅のかわら以外で影響があったということについては、やはり一昼夜にわたって停電が起こってしまったということと、一部の地域で断水が起こってしまったということで、これらについても町役場だけでは対応できない部分もありますけれども、注意をしながら今出た計画についても見直していかなくてはならないかなということ考えています。

それと台風12号の関係ですけれども、直接的には今現在被害が出ていないのかなということで承知してはいますが、現実的に周りを利根川、渡良瀬川で囲われている地形ということもありまして、機械排水、これについては9月1日の午後から、今現在も職員が出て排水作業に当たっています。それらに関連して作物にこれだけ被害が出たとかという苦情は来ていないのですけれども、実際に谷田川の関係で一部その水が関係してうちのハウスに流れ込んでいるのではないかというような相談を受けて現場のほうも見てきている状況ということで、総じて被害については今申し上げたとおりです。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） はい、わかりました。被害については、今回板倉については非常に少ない状況でありまして、これは幸いかなと思っております。特に板倉で心配されたのは液状化だと私は考えておりました。ご存じのとおり板倉ニュータウン、田んぼを埋めたところでもありますので、液状化が起こっても何らおかしくない地域であります。東武沿線で同じような開発をいたしました南栗橋とか幸手、千葉、こういう方面では非常に液状化による被害が大きかったと聞いております。また、テレビ等においても報道されております。私が11日以降、二、三日たってからニュータウン、心配で一回り回って見たのですが、液状化も家屋の被害もなかったように感じたのですが、その辺、国土交通省で東部地域の液状化の状況については、館林が1カ所、邑楽町が1カ所、板倉町が3カ所という報道がございまして、板倉の3カ所については、恐らく公園かどこかかなと思うのですが、その場所についてわかりましたら教えていただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 議員おっしゃられたとおり、国土交通省で調査をやってホームページでマップを公開していますけれども、承知しているのは、一番の液状化が出たのは離地区と藤岡の境の旧の渡良瀬川だと思えるのですけれども、あの地域で一番出ているということです。それと下五箇地区、これについては特定、ここということで改めて確認ができていないのですけれども、下五箇地区でも出ていると。あわせて現場で見ているところは中央公園の関係の一番東のほうの端で出たということです。それと、調査の中には入っていませんでしたけれども、やはり私の集落の近所なのですけれども、過去に沼地であったところ、田んぼなのですけれども、やはり出たという話を聞いています。正式には国土交通省の資料のとおりだと思いますけれども、そのほかにも場所によっては出たケースもあるのかなということ承知しています。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 液状化による家屋の被害はなかったということの理解でよろしいですね。それと堤防、利根川とか渡良瀬川付近の堤防付近でもなかったという理解でよろしいですか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 家屋に直接的に液状化が影響して家屋に被害が出たという状況については報告

を受けておりませんので、多分ないだろうということでご理解いただければと思います。あわせて利根川堤防沿いの関係についてはやはり報告がありませんので、今回については全部調査が済んでいると仮定しますとなかったということでご理解いただければと思います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 液状化のメカニズムについては、既にご存じだと思っておりますけれども、田んぼだとか池沼、そういう埋め立てたところ、地下水の高いところ、砂質の地質で特に埋め立てたところ、そういうことを考えますと南栗橋については、やっぱり板倉と同じような田んぼを埋め立て造成をいたしましてつくった場所であります。あそこは恐らく古利根のしゅんせつをした砂質の土を埋め立ての土に使っているのが液状化が非常に厳しかったのかなと思っております。板倉ニュータウンが同じような地盤、地形の中でなぜ液状化しなかったか、その辺町として、企業局も含めてですが、検証されたでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 改めて具体的になぜ起こらなかったかということについては検証はしていないということですが、広く一般的に言われているのは、やはりそれなりの工法的にも進歩してきているということとあわせて、それなりの経費をかけて対応しているということだと考えております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 全く工法的に違うのだと思うのですよね。お金もかかっているし期間もかかっているということで、ご存じだと思いますけれども、板倉ニュータウン、田んぼの時点でかなり細かく集水パイプを田面から1メートルぐらいのところに入れて水をしっかり抜いて、その上にプレロードといいまして盛り土をかけて地盤を落ちつかせたと。金と時間が非常にかかって手間暇かかっておりますし、また埋め土についても多摩ニュータウンの山の切り土を持ってきて埋めてありますので、その辺の差で今回液状化が板倉ニュータウンは起こらなかったと理解しているのですが。

先ほど町長が企業誘致なりニュータウン販売戦略のパンフレットを作成中だという話もありましたが、今回この近辺でも非常に安心度の高いニュータウンであるということが一つ立証されておりますので、その辺も販売戦略として、しっかり今後、県も含めてですが、その辺のPRもしっかりして、やはり大きな買い物でありますので、そういう安全性をひとつ売り物にして板倉ニュータウン販売戦略に当たっていくことが大事かと思いますが、その辺、町長の見解をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まさにご指摘のとおりだと思っております。この間の震災で万が一にでも、我々が一番あの直後心配したのはそういうことでありまして、幸いにもそういった事象がなかったということと、それは言い換えればいわゆる確実な機関、それは県の企業局等信頼のできる機関が信頼を失わないような施行でもってやった結果であると。

実はパンフレットについて、これは既にでき上がっているのですが、実質それは盛り込んでおられません。というのは、安全を余りに強調過ぎますと担保が必要になります、ある意味ではですね。率直に言って水害のほうの関係も例えば触れなくてはならないような状況にもありますので。ですが、これから誘致作業、

あるいは口頭であれば、この間この近辺では全部液状化が起こったのだけれども、うちの町はこういうことだという今述べておりますような造成の信頼性の高い機関、あるいは造成の方法、そして結果ということを含めて安全であるということはPRしていこうということで話は出ておりますので、そこら辺のところはご指摘のように、それだってちょっと低いということについてはちょっと控え目な感じはするのですが、みずから不利益なことは言う必要はないだろうということも含め、積極的に今の現状を、PRのいい材料になりましたので進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 文字にしてやるというのはバックデータがしっかりないとなかなか難しいところがありますので、職員だとかそこにかかわる人、また私たち議員も含めてですが、しっかり口コミの中でそういうものを外部に発信をしていって、板倉ニュータウンはやっぱり企業誘致も宅地の分譲もどうしても進めていかなくはなりませんので、今回安心して住める町ですよというのをぜひPRしていきたいなと思っております。そういうことでよろしくお願いをしたいなと思っております。

それと、今回の地域防災計画見直しに当たってですが、今ある地域防災計画、先ほど議論にもありましたけれども、全国どこでも国の災害対策基本法に基づいてつくられてありますので、美辞麗句の話もありましたが、これはある程度やむを得ない部分があるので、では実効性の高いものをどうつくっていくかというのはこれからの大きな課題だと思っております。平成7年につくられたものについては、当然洪水についてはカスリン台風が1つの基準、それと地震については阪神・淡路大震災が1つの基準としてできておりますが、今回見直すに当たって、予期できないものもいっぱいあるのですが、現実の中で東日本の地震と、この間の例えば台風12号による局地的な大雨、いわゆる1年間の7割にも相当する雨量が6日間で降ってしまったと、1,800ミリ、こういうものが利根川流域で降った場合、また渡良瀬流域で降った場合を想定をして今回の見直し作業に入るのか、そういうものは全く関係なくということではできないと思っておりますので、では地震と洪水が別々に来るという想定なのか、何千年に1回わかりませんが、それが場合によっては同時に来ってしまうと。これは非常に大変なことなわけですけれども、そういうものまで想定をしてある程度見直し作業に入っていくのか、その辺の見解をお聞きしたいなと思っております。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 基本的にこの間の津波あるいは東北の地震を経験して、いわゆる人間の力はたかが知れているというか、限界があるということを痛切に感じたところでありまして、言い方を変えれば、今までは自然に立ち向かうというか、自然の災害を人間の力で可能な限り押さえ込もうという、どちらかというところとそういう防災計画だったように思います。それがやっぱり想定以上が来れば常に崩壊をし、さらにその上をその上をということで今までやってこられたけれども、しょせん人間の力、財源も必要ですということ、国もそういう判断をし始めているところだと思っております。逆にこれからは自然を受け入れながら何ができるかということもどうしても必要だということも指摘をされています。それについては、例えば一番端的な例がまず避難するということ、例えば極端な例ではありますが、あるいは堤防が決壊をしないための作業よりも決壊をどこでさせるかとか、これは極論ですけども、そういう方向性に国もいっているやに……越流堤、言ってみればですね。

ついこの間の台風の前の6号でしたか、災害が起こりましたが、新潟についても3年ほど前の大惨事を例えば契機として越流堤によってその被害を最小限に食い止めたというような、いわゆるそういう大きな国の方向性の中で、町として、では例えば土手をどこが切れるのかなんていう話はまだとてもできませんが、そういう国の方向性を考えながら、これから基本的には今までと多少違った形でのそういった体制を基本に置きながら、あとは細部にわたって、かといって堤防の強化を今の時点でもストップさせるとか、そういったことはない。それはそれとして国に対しては弱いところ、あるいは必要なところは要請はしていきますが、やっぱりだれがどう考えても想定以上のことが起こった場合どうにもならないということでもありますし、では限りなく起こらない確率のために今日の飯もあしたの食事もしないでそちらへ全力的に投資をするかといえは現実論ではない話でもございますので、そこら辺を調和のとれた形で、非常に抽象的で申しわけありませんが、考え方としてはそういう方向へ行くのだらうと。それを町としてどうそしゃくしていくかということで、細部については担当課長のほうから申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 今回の防災計画の見直しの想定の関係については、非常に難しいのかなという気がします。その前にやはり見直さなくてはならないのは、上毛新聞の1面に出ていたとおり、この東毛地域の幾つかの町村、財政的なことも含めて、あるいは比較的災害が少ないということで備えがおくれていますよというものが発表されています。これに代表されるのかなという気がします。我々職員にとっても、今回10月2日に全職員出て訓練を行いますけれども、やはり一人一人が自分のこととしてこういうものをするということについては、その時々で心がけているつもりですけれども、やはりそれが継続して保てない状況もあるのかなということで思っています。

したがって、想定につきましては、今回の台風12号の関係を見ましても、やはり町村でやれる限界というのはあるのかなという気がします。利根川を想定した場合100年に1度ということで三百何ミリのものを想定しているということですので、やはり現実的にはそれらが基本になっていくのかなということと思います。いずれにしても想定以上のものが出たときにはいち早く避難していただくこと。そういうものを現実に行動が移せるように見直しの主眼に置いていければということで、ここを担当させてもらって3カ月、4カ月ですけれども、今現在ではそういう考えであります。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 確かに幾ら想定をして幾ら金をかけたって、場合によってはなかなかこれは防げるものではない、自然が相手ですから。だから、防災計画の重点をどこに置くかというふうに絞っていったほうがやはり効率性は高いのかなと思います。起きるということを前提で物事を考えていくわけですので、では起きたときにどういう行動計画を、行政としての役割もしくは国、県としての役割、あとは地域のコミュニティーとしての役割、あとは個人の役割。この前もその辺の議論はありましたけれども、そういうものを具体的に行動計画等をしっかり示していくと。何かあったときは自分は何をすればいいのかねというのがわかったほうがやっぱり被害を最小限にできるのかなと思いますので、その辺は余り災害の大きさだとか、ある程度そういうものは見込むにしても、そっちに重点を置くのではなくて、町としてできること、地域としてできることをしっかり位置づけをしていくと、そういう理解でよろしいですね。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 言いかえれば公助、共助、自助という問題にもなるのかと思っています。公助の部分については、町として大きな上部団体、国、県に求めるもの、あるいは町自身が最低限町の力でできるものについては、やっぱり書かれているものを実際、現実にああいった例を見ているわけですから具現化をしていくと。あとは共助については組織等を実際どういうふうに、これは先ほどの議論でもちょっと出ましたが、実際にどう行動していただくかということでありまして、またその前段になるのは防災意識をより一層高めるといことであろうかと思っております、既にそういった面については防災計画をこれから実際どういうふうにつくろうかという計画書についての作成はこれからですが、実態としてはあした起こるかあさって起こるかわかりませんので、一番最優先をすべきところはそこということ、先ほどの秋山議員さんでしたか、その質問にも答えましたが、各行政区にも今言った共助、自助の役割として組織の機能あるいは確認作業とかも含めて求めているところがございます。そのとおりでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 続きまして、防災計画の見直しの時期なのですが、これは現実に、今町長がおっしゃったとおり、具体的にもう地元で動いている部分もありますので、そういうものを動かしながら並行して見直し作業もやっていかななくてはならないと思いますが、大体いつごろを目安にこの辺の計画書については整理をして整備をしていくのか、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 全体としての見直し、これについては成文化するにはある程度の時間がかかるのかなということだと思いますけれども、来年度いっぱいぐらいには成文化できればいいのかなということで思っています。ただ、議員おっしゃられるとおり、現実には水防のリーダー研修会を初め、防災訓練、いろんなものの中で取り入れて対応していきたいということで思っています。よろしく願います。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 市町村の防災計画といえども、国の災害対策基本法なり県の防災計画に余りに違ったものは当然できるわけもないし、その辺の関連もございますので、県も恐らく来年度中か今年度中には見直しをするというふうな話をしていますので、その県の防災計画をどういうふうに県は、地域ブロックごとに多分つくってくるのかなと思うのですけれども、その辺を見ながら整合性を持ちながら、やっぱり町は町の役割をしっかりとやっていくと。災害対策基本法については、自然災害だとか大規模な事故等については、そういう人たちの被災者対象については、そういうものの実務は実際には関係する市町村が当たる、国と県は後でその辺は金銭的ないろんな面を支援をしますよというのが災害対策基本法の中に載っていますので、市町村の責任は非常に大事なものですから、その辺は連携をしてしっかりとつくっていただきたいなと思います。

次に、見直しの内容なのですが、これについてはもう既に板倉は、3月11日の災害の前に国交省だとか群大の先生だとかを含めて、板倉が一番心配されている洪水に対してのいろんな研修会なりリーダー研修会なり会議、地域の意識の高揚等も含めて実施をしてきておりますが、具体的に見直しの内容、今の防災計画の

中にはないけれども、今後こんなものはどうしても入れていかななくてはならないとか、もう少し具体的にこういうところについては重点的に入れていくとか、そういう項目が何点かありましたらお願いをしたいなと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まさに先ほど延山議員さんの質問にありましたように、放射能の問題等は全く想定はされておりませんでした。いわゆる原発の問題ですね。また、それが起こることも余り想定はしたくないわけですが、そういった部類、あるいはこの地域ですとどういったものが想定されるかも含め、もう少し皆さん、議員さんも入った中で……私がちょっとわからなかったのが、今村議員さんの質問にある水防災検討会議というのが、現実的にはそういったものはないのですよ。要するにとりあえずはやっぱり今までのそういったものを、具体的に防災計画がある中でやっぱり一番重要なのは住民に一人でも、要するに自分の意識を持ってもらうことだということと、あとはいかに練習であっても真剣に行動してもらうことから始めなければということと始めているわけでありまして、まだしっかりとそういう意味ではスタッフと、あるいはスタッフにどういう方を選んで協議をすべきかも含めて、そういう意味でまだそういったものはございません。したがって、例えば今申しあげましたような原発の関係みたいなことで、この地域で想像もしないものが、我々がある意味では見落としているようなものがあるかどうかも含め、水、地震、大きく分ければ3つか4つの分類で、そういったことも、その他の危険な大規模災害に発展する可能性のあるものがこの地域として何があるかということも含め、そういったものも今までは想定をしていなかったわけですが、その部分についてもこれからはしっかりと想定をし、できればそういったものに対しても対応ができるような内容になればいいとは思っていますが、ちょっとまだそこまではわかりません。ということで、今の現状はそうでございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 通告書で水防災検討会議というのがありますけれども、これは今やっている水防災のリーダー研修会の意味でありますので、大変申しわけなかったです。

内容については、今町長が話したとおり、放射性物質の関係については全く今までの防災計画は触れていなかったものですから、これは当然入ってくるだろうと。具体的にどういう形で入れたらいいのか。さっきの話もありましたとおり目に見えないものとの不安がありますので、できるだけ町民の不安を解消できるような形で、理解しやすいような形できちんとどこかで常に計測をしたり、そういう仕組みがしっかり必要なのかなと思います。

あとは、これから具体的に、多分町長が中心になって防災会議を招集をしてその中で議論されていくのかなと思いますので、それはそれで専門家を中心に、さっき言ったように水防災のリーダー研修会の内容も参考にしながら、その防災計画の中にしっかりと位置づけていただければいいのかなと思います。

先ほどから議論されております避難体制なのです。これ、行政が一生懸命地域の人にもしものときにはこういうことをお願いをしたりとか、「こんな避難体制でどうですかね」と言っても、なかなかその辺が受け入れられて真剣に自分の命を自分で守るといって、「この辺は災害がほとんどないから」という、そんなところで今まで過ごしてきた部分が多かったのだと思うのですが、今回はこれだけのものが2回も3回も来ると

いうことになれば、町民みずからその辺は意識をしっかりと持っているのかなと。そういう時期に行政が一つのリーダーシップをとって、そういうものをしっかりと確立をしていくと。これが避難体制では非常に大事なのだと思うので、私も行政区に帰ると総代をやっていますので、この間、区長のほうから5名ブロックのデータを整理してくれと。その中で5名のうち、うちにいる家庭については連絡体制をしっかりとできるようなことをお願いをしてくれということで、これから作業を始めようかなと思っているのですけれども、たまたまうちのほうについては、よくよく考えてみますと全くうちにいないといううちが非常に少ないのです。だから何とかこれはできるのかなと思うのですけれども、勤め人の多いところでは、かなりこれは頼まれてもきついなという部分があるのかなと思うのですが、その辺、これから具体的にデータが出てくるのだと思うのです、10月2日に訓練をするようですから。それまでにその辺の反応が、町民の反応なり地域の反応が町としてもつかめるとは思います、その辺は地域性というか、その辺も考えて、その次の段階として何か考えているのですか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） そういう面については非常に難しさが本当にあって、私個人でも、あるいは担当と話をするときにもこうすればいい、ああすればいい、とりあえず今のところでもそういう状況であります。例えばきのううちの地元の区長が来まして……これは5名ブロックに限定したわけではないのですよ。1つの例として5人組みたいなということで、それが自分の地域に合わなければ7でも8でもいいのですが、大きくなるほど時間もかかりますとか、いかに迅速に知らせ、あるいはいかに確実にみんなと一緒に避難をするという、そういうために適当な……今の例えば隣組体制では非常に難しいのですね。こういう話をするにも行政区として、24区でいうと隣組が15から20あるのです。町の平均的なものを見ると20ぐらいは総代なのです、部落長みたいな。それからして話そのものも非常に難しいのですが、いずれにしても……うちのほうできのう区長がそういうことで来たときに何で来たのだと思ったら、5人で組むにもあの人とでは嫌だとか、やっぱり現実論としてはそういう非常に問題が……。でも、それ一つ、要するに問題提起をしているわけですから、そして行動していただいて、今村議員が言ったように、うちのところにはそうはいつでも、うちのほうは大丈夫かもしれないけどとか、まずそれをやっていただくことから始めるということ以外にないのですね。

最終的には、特に南地区あるいは細谷地区、離地区等については、ほかのところよりも、例えば水害を想定しても逃げる場所についても時間がかかる、あるいは避難場所そのものも絶対量が少ないとか、それにあわせて我々も、では17、18区あたりに、例えば谷田川の堤防に面した南側の一角にでも、例えばミニ防災ステーションみたいなものがないか、あるいは13、14あたりに1つぐらいミニ防災ステーション的なものがないか。国土交通省にそういった、今のところはあるかないかとか、水面下ではそういったやりとりもしているところもあるのですが、いずれにしてもないものをちょいとつくるだけでも莫大な、町の計画もお金もやっぱりかかってしまうのです。

ですから、そういったことも模索をしながら、いずれにしてもとりあえずはできるところから始めよう。今までは立派なものをつくってもその下がちっとも実施しようという機運もなかったわけですが、幸い今回の地震でそういう機運になってきたものですから、こういったことをやってもいいのではないかと。それは

時によれば、例えば避難訓練だけであれば、今までですと防災訓練というのは2年に1回と決まっていたわけですが、1年に2回やってもいいのかもしれないし、中には隣の韓国みたいに全く無防備に、全く白紙の状態ですら突然サイレンを鳴らして避難せよと。どれだけ地下へ逃げるかとか、いろんな国も想定としてやっているところもありますし、いろいろ研究しながら進めたいと思っております。答えにはならないと思っておりますが、そういうところです。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 自主的に避難をするという上においても、やっぱり情報の伝達を行政の役割としてはしっかりどういう形で伝達をするのか。行政区の区長のところに伝達をすればすべてオーケーなのか。さっき防災無線の話がありましたとおり、そういう地元組織と並行して情報の伝達機能というのを行政として整えていくということも必要なのだと思うのですよ。前につくった防災計画については、たまたまオフトーク、これがどれだけ役に立ったか立たないかわからないのですけれども、そういうものがありましたので、伝達機能としては1つあったと。今回それがなくなってしまったので、携帯メールだとか、情報伝達についてはいろんな議論がされているのですが、最終的には金がかかるかもしれないけれども、防災無線かなど。秋山さんの話もありましたとおり、1市3町で今事務レベルでどういう検討をされているかどうか。その辺まだ結論が出ていないと思うのですか、1町村ではなかなか防災無線は難しいとすれば、将来も含めて広域的な取り組み、そういうものも含めてこの近辺だと元の北川辺町、それと明和町はもう防災無線が入っていますので、1市3町というところ恐らく館林、板倉、千代田、邑楽ぐらいいかなと思うのですけれども、その辺の取り組み状況、今後それをもう少しレベルアップして、この際だから具体性に持っていけるのかどうか、その辺の見込みと、どうしてもだめであれば町単独で何か考える必要があるのだと思うのですが、その辺の用意をどうかということですか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 議員おっしゃられていますとおり、今館林市、明和町、それと板倉町ということで何度か研究会を持っています。まず最初のは各町の現状ということで意見を出しています。2回目には、MCA無線のいわゆるメーカーを呼んで、こういう機能があるんですよというようなことで説明を受けています。8月の末だったのですけれども、実際に使っているところの加須市の北川辺町について研修をしてきました。研修する前と研修して受ける印象は非常に違います。基本的にはメーカーの話を聞いた時点では、MCA無線、戸別ラジオ等で各戸にいくんだよ、それも価格も1万から2万ぐらいで配置できるよということなのですが、実際にお話を伺いますと、やはりタクシーの無線ではありませんけれども、国の許可を得た周波数のそこしか使えないと。現在加須市がやって、簡単に言いますと1つの周波数しか今現在残っていないと。そういう状況の中でほかの町村も進めている。それらについては総務省のほうも今後どうするかということで検討していますよということでお話を伺ったのですけれども、それはちょっと前置きにしまして、実際には北川辺についても今回やったのは更新なのです。騎西も更新なのです。3町で研修している館林と板倉については、本当に同報系の無線はないのですけれども、明和町については実際にオフトークの有線を使って広報しているということで、若干事情は違うのですけれども、聞けば聞くほどすぐには取り組めないなど。仮に予算のほうがついたとしても、例えば1つの例を挙げますと、スピーカーの向き一つとっ

でも、こういう範囲でこういうという形で一つ一つ調査を進めて立てていくというお話を伺ったりしますと、本当に思い切ってこれを取り組むんだよといったときにも、やはり十分な調査と設計をしていただいた後でないとは取り組めないというような印象です。

広域的な取り組みがということなのですが、現実の話としては、今現在はこれを3つの町村で合同でいうところまで話は進んでいません。ただ、そういう可能性もありますので、館林地区消防組合の方にも一緒に出ていただいて、北川辺の研修等については参加していただいて同じ研修を受けているという状況です。よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 同報による防災無線、新聞でもありましたとおり群馬県で非常に普及率が低いと。それだけ群馬県については災害に対して安全な地域なのかどうかわかりませんが、ただ、国だとか県はできるだけそういうものを入れたほうがいいですよと言っているけれども、助成措置は今のところ全くないと思うのですが。場合によっては起債は認められているのですか。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） 起債については、一般の起債しかもう残っていません。更新についてはやや有利な起債があるのですが、新規の場合については通常の一般の起債ということで、25%は町持ち、75%が対象になり、それうちの30%が交付税措置を行うという有利な起債というものはもう残っていないという状況です。更新についても、流れ的には、北川辺の担当の話によりますと、一、二年でこれも廃止になるのではなかろうかと、そういう国全体の動きですよということもおっしゃっていました。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 先ほど町長の話にもありましたように、こういう設備機械類というのは日進月歩でありますので、ちょっと待っていればよりよいものが安く入る可能性もあるし、その間に災害が起こってしまうということもあるだろうし、国もこれだけの災害が、国を左右するような災害が起こっているわけですから、やはりそういうものの避難の伝達の方法というのは、国自体もしっかり考えて県なり市町村を指導しないということになると、なかなか市町村も財政的に厳しい中で、食うものも食わずに、じゃ防災対策かねという、そこまでいきづらいところもありますので、そういうことについても県なり国の町村会だとか議長会も含めてやっぱりもうちょっと国の責任も明確にするような動きもしっかりしないとしようがないのかなというふうに思うのですが、どうですか、町長。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） まさにそのとおりで思っております、しっかりと今日の質問を踏まえて、町村会等を通し、また近々、今月末に選挙区の国会議員と邑楽郡の首長5人が来年の予算どりも含め、力になっていただくものを各町とも絞りながら面談を霞が関へ行っている機会等がありますので、今のこの問題についてももう少し具体化できるような取り組みやすい何か制度、力をかしていただきたいという旨の話を出したいとまずは思います。

先ほど話の出ております、どっちにしても組織的なものといわゆる設備的なものと、あとはいわゆる消防、

警察の持っている、そういう3つぐらいが、例えば非常事態の周知一つだけを考えても必要になってくるの
だろうと。例えば100%の広域防災無線、例えば明和町みたいな形で拡声器でやると、スピーカー使って。
それでも、この間も館林の署長と話をしたのですけれども、聞いた人は逃げるけれども、聞かない人はいる
わけだから、やっぱり必ずやるのは組織を使って確認をするということではなければだめだろうと。そういう
ことでもございまして、一番必要なものから今順次立ち上げるつもりで手をつけ始めているところでござい
ます。

そこで、先ほどから話の出ております広域防災無線みたいな、これを見ますと平成7年の防災計画書、オ
フトークがご指摘のとおり、それが今オフトークだけが抜けているのです。オフトークのかわりに、多分オ
フトークを廃止するときの方向性として、本当は有線テレビを導入した経緯もあるのですけれども、それが
どういうわけか町の補助が足りないのか、ある意味では普及がしていないという、線はつながっているのだ
けれども、加入率が低いということなのでしょうか、とかいろいろ考える余地はあると思うのです。

あるいは例えばこの前の震災のときに町から広報車をお借り出して、例えばあすの停電、あさっての停
電の広報をしましたが、聞こえないと。ですから、町で最も必要で、緊急的にもそれが可能であればで
すが、強大な出力を持った移動用のスピーカー、選挙で使う以上の、極端に言えば右翼でも使っているよう
な、あれは恐らく違反だと思いますけれども、でも緊急時にそのくらいの、今の青パトぐらいで回っている
交通指導ぐらいの、役場の持っているのはそんなものですから、あれぐらいでは全然聞こえませんですね。
ですから、むしろ一番安価であるのはそういった緊急的に大容量のスピーカーで流せるようなもの、明和町
や北川辺でどういうものを持っているかわかりませんが、それに匹敵するような移動用のそういうスピーカ
ー方式、広報機器、あるとすればそれが一番安く上がるのだろうなというふうにも考えていますし、何回
も回れますし、そういうことも考えたり、いろいろ日進月歩、これからわずかの期間、今、日本国じゅうが
同じ目的で多分同じような悩みを持ちながら進んでいると思いますので、今いみじくも放射能の測定機器の
会社は非常に繁盛しております、次から次へニーズに合ったものをこの二、三カ月で出しておりますので、
それと同じような意味でいろんな開発もされてこようかと思っておりますので、そういう面も見ながらさら
に検討を加えていきたいと考えております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） いずれにしてもいろいろな工夫をさせていただいて、町に合ったものをできるだけ早く
具体化させていくことが大事だと思いますので、よろしくお願いします。

時間の関係もありますので、少し飛ばさせていただきます。自主防災組織とか担当職員の役割、これにつ
いては防災計画にも自主防災組織ということですと各行政区に組織化をしていただいで動いてもらうよう
な仕組みをしてきておると思いますので、その辺をうまく活用していくということと、前から話が出てい
る行政区の役員さんというのは2年ぐらいで交代をしてしまいますので、たまたま板倉については担当職員制
度を設けておりますから、その辺で地元の職員がほとんど担当職員、最近はなかなかそうもいかないと思
うのですけれども、その担当職員が自分の担当する行政区の実態をしっかりいろんな面で把握をして、区長さ
んなり行政区の役員さんの補佐をして、役員さんがかわってもそういうものはずっと継承してその地域で根づ
いていくということが大事だと思いますので、その辺の仕組みもよろしくお願いをしたいと思ひます。

それと、防災のほうで最後になりますが、災害協定、これは板倉町については新潟板倉町と以前は姉妹都

市提携も含めて災害協定も多分やっていたのかなと思うのですが、合併によりそれが解消されてしまったということもありますので、今回の地震の教訓で、あれだけでかいものになれば国を挙げていろんな自治体が被災者の受け入れをやっておりますけれども、局地的に災害を受けた場合にはなかなか難しいだろう。そういうことで同じ災害をこうむらない、距離的な問題とか地理的な問題とか、そういうものを考えて、群馬県内でも板倉と山のほうでは70キロも80キロも違うわけですから、場合によっては同時に同じ災害を受けないこともあり得るので、それとろんな行政データ、これはバックアップ機能も含めてお互いの市町村が重要な行政データについてはそういう協定に基づいて保管し合うということも大事だと思いますので、この防災協定について今後具体的に検討して結んでいく方向があるのかどうか、その辺1点だけお願いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 田口総務課長。

[総務課長（田口 茂君）登壇]

○総務課長（田口 茂君） この災害協定につきまして今現在18あるわけですがけれども、やはり議員おっしゃられるとお見直しをしていきたいということで考えています。内容を見ますと相互の応援協定ということで、先ほど申し上げた新潟板倉、現在上越市ですがけれども、それは今でも続いております。そのほかには館林邑楽管内の水道関係、あるいは情報の収集や発信ということで、相互的な応援協定については新潟板倉だけという状況もありますので、今議員おっしゃられたとおり、同じ災害に遭わなくて、あるいはそれなりの距離しかないというところですぐに対応ができるようなところも見直しの中に入れていかなくてはならないのかなということで思っています。加えて、今議員おっしゃられたとおり、本当に大きい災害になったときにはデータ等の保管等も、今までは考えられませんでしたけれども、それらについても項目として入れていかなくてはならないのかなということで改めて認識しましたので、よろしく申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 防災計画については以上で終わりたいと思います。

次に入りたいと思いますが、中身の細かいデータについてはお願いをしておったのですが、聞いている時間がありませんで、せっかく恐らく決算書の中から積み上げていただいて大変ご苦労いただいたのだと思うのですがけれども、町が発注をしているいろんな事業、物品も含めて全体の額として幾らぐらいあって、地元業者にどれくらいお願いをしているのか、それだけちょっとお尋ねをしたいなと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

地元業者への発注の関係ですが、まず工種的に工事、それから修繕、それと物品の購入、こういったものがございます。まず、今回随意契約を中心にご質問の通告なされておりますので、随意契約の範囲について申し上げます。随意契約につきましては、工事、修繕、物品の購入等合わせまして合計で538件の契約がございました。これは22年度の実績です。そのうち291件、割合にしますと54.1%が町内業者でございます。したがって、町外業者が45.9%ということですが、これは件数ベースです。金額ベースで申し上げますと、全体で随契の金額が1億1,255万円という決算結果が出ておまして、このうち町内業者への発注額が4,434万円、割合にしますと39.4%。したがって、町外業者への発注が60.6%という割合でございます。

これにつきましては、特に備品関係で学校の備品等が主体でございまして、どうしても学校の備品関係になりますと町内業者で取り扱っている業者が皆無に近いというような状況もあって、金額的にはただいま申し上げましたような割合になってしまっているというようなことでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○1番（今村好市君） 思ったより町内業者を使っていたらいいので、ありがたいなと思います。随意契約の基準は、町の財務規則によってある程度の金額が決められていると思います。本来は恐らく随意契約といえども契約ですので、指名参加願を提出した業者に発注するというのが一つのルールかなと思いますけれども、今回提案したいのは、小規模、いわゆる随意契約の範囲内のものについてはもっと簡易な個人の業主が届け出を出して登録をすれば、それにかわるものということで発注がきちんとできると、そういう仕組みをぜひつくったらどうかという提案であります。太田市がやっております小規模契約希望者登録制度というのがありますが、こういうもの、名前が変わっても構わないのですが、ぜひ今経済状況が厳しい中で町内の個人企業、いわゆる大工さん、業主、そういう人たちの仕事もできるだけ町の仕事を、せっかく税金を納めていただいているので発注をしていただけて少しでも活性化されればと思いますので、そういう制度を創設する考え方があるかないか、これだけ聞いて終わりたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

ただいま議員が申されましたとおり太田市初め近隣では館林、大泉が、若干内容は違いますが、同様の制度を導入しております。現在板倉町も、これまで極力地元の業者の参入機会を確保するような方向でやってきておることはご理解いただきたいと思います。特に最近、いわゆる修繕工事等については建設業組合を介しまして発注をしているケースもあります。そういった中で、今議員がおっしゃるような制度、これはこれまでやってきたやり方とうまく整合が図れるかどうか。板倉町としてうまく進められるかどうかを早急に研究をさせていただきたいと思っております。今の建設業組合ですとどうしても競争というところではちょっと弱いところがございますので、その辺も含めてもう少し競争の中で低価格で発注できるような方向が見出せるように努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1番（今村好市君） ぜひ検討していただきたいと思います。

なれなくて大変議長に迷惑かけましたけれども、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野中嘉之君） 以上で今村好市君の一般質問が終了しました。

皆さんに申し上げます。発言する際、挙手と同時に「議長」と呼び、許可を得て発言してください。

次に、通告5番、青木秀夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[9番（青木秀夫君）登壇]

○9番（青木秀夫君） 最後ですので、あと1時間ほど、お疲れでしょうけれども、少々ご辛抱いただきたいと思っております。

9月の定例議会は何か恒例で例年というか、6年連続内閣総理大臣がかわって、いつもこの9月議会で総理大臣がかわった話になっておるわけです。何かこの9月議会は内閣交代のシーズンみたいな、1年交代のシーズンみたいになっておるわけです。来年の9月議会はそうならないことを期待したいと思っております。地震、津波、原発事故と皆さんが苦しんでいる被災地の皆さんのことを考えて復旧・復興を最優先課題に超党派で取り組んでいただきたいと思います。そういうのを皆国民全部が願っているのではないかと思います。

さて、通告に従って質問に入る前に、私の質問の趣旨とか内容がわかりにくい、理解しづらいといった場合には、私の質問に対して、質問と答弁がかみ合うように、何も一通ということではなくて、かみ合うように、時間が無駄にならないためにも逆に私に質問していただいて結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、予算と決算について伺います。何年も何十年も同じことを繰り返していると思うのですが、予算編成の際は、もうその時点で年度末の決算もある程度予測していると思うのです。例年どのような決算を想定して予算編成に臨んでいるのか、予算編成時の決算予測ですね、どんな決算を想定して予算編成しているのか、その辺のことを、ちょっと抽象的なのですけども、基本的な考え方をお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えを申し上げます。

まず、赤字にならないということを予測をしております。歳入の面で申し上げますと、当然町税にしても地方交付税にいたしましても、あくまで予算編成時点では見込みということでありまして、過大な見込みは立てられないということをごさいますして、決算で見込まれる額よりは厳しく見込んでいるということが申し上げます。それと歳出につきましても、予算措置されたものは執行の上限額ということでありまして、その予算の範囲内で当然執行されるということでありまして、当然決算額が予算額を下回るということになります。それと、当初予算と決算額の乖離の生じるその他の理由としますと、いずれにしても現年度の執行額に加えまして前年度からの継続繰越事業の執行額も含まれてきますので、そういった面も当然その中では乖離の原因になるということをごさいます。

そういったことではあります。もう一つには、議員もご承知のとおり、毎年度当初予算では前年度繰越金を4,000万円しか計上していませんので、当然この辺でも乖離が生ずると。しかし、年度途中におきまして前年度の繰越金と基金積立金の増額補正も生じますから、当然そういったことでは当初予算と決算では乖離が生じてくることになるわけをごさいます。そんなことを想定しながら予算の編成に当たっているところをごさいます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 予算編成と決算の関係ですけども、それではその決算を翌年度以降の予算にまたどういうふうに反映させるかということになりますと、確かに板倉町などでいきますと、今財源不足で義務的経費というか、それに類するような、固定費に近いような経費がほとんどを占めていますので、次にどういうふうに反映させようかといっても非常に工夫のしようがないと。固定費ですから、減らしたって1%か

せいぜい2%とか、削りようがないというようなものが多いわけですから難しいかと思うのですけれども、決算を翌年あるいはその翌々年度にどのように反映させようとするか、その辺のこともどんなことを基本的に考えているか。非常にこれ、投資的経費とかそういうのが少ないので難しいかと思うのですけれども、その辺のところを、では中里課長、もうちょっと簡単に。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えをいたします。

とりあえずそういうことで決算をどういうふうに翌年度へ反映させるかということでございますが、当然決算の状況を我々としては一番注目するところでございます。決算書の中でも出ておりますとおり、各予算科目ごとに不用額等も出ているのは議員もご承知のことと思いますが、そういったことで前年度の決算の状況をもとに各課から要求が出てまいります次年度の当初予算要求の際には当然査定を行うわけでございますが、その中では歳入予算が妥当な内容で見込まれているか、あるいは歳出予算が過大過ぎないか。これは歳入歳入それぞれが過大でも過少でもあってはいけないと理解はしておりますが、前年の状況からして不用が多く出ているようなものについては、同等の予算要求等があった場合にはより精査をしながら要求額削減したりとか、そういったことでは前年度の決算を参考にしながら進めておるところでございます。そんなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 一般的に国でも地方自治体でも予算に比べると決算は格段に軽視されているというか、存在感がないのが現実だと思うのです。国会でも予算は審議時間も長く、マスコミの取り上げ方も華々しくて非常に華やかですけれども、決算となるとマスコミもどう取り上げているのかわからんし、一般の国民もいつの間にか終わっているというのが、これが実態ではないかと思うのです。企業会計では、これはもう決算が圧倒的に重視されているのだと思うのです。その逆に予算なんていうものは絵にかいたもちか、あるいはそんな程度に無視されているのが事実だと思うのです。でも、自治体の会計においては決算は執行済みと、終わったことであるということだけでなく、決算も予算と同様、重要視しなければならないはずだと思うのですよね。決算は、予算執行の結果どのような成果を上げたのかを示す成果報告書みたいなものであるはずですよ。

本来、決算議会は住民にかわって行政効果を評価する大切な重要な意味を持っていて、しかもこれが次年度以降の行政サービスとか、あるいは行政運営の改善を踏まえての決算であると思うのですけれども、今中里課長からいろいろ説明されたのですが、非常に抽象的でわかりにくいのですけれども、もっと簡単に決算を以後の予算編成にどのように向けているか、1個だけでいいのですけれども、決算をこんなに生かして予算に組み込んで予算編成に当たってるんですよと、何か答えられることがあれば。何かないですか、一言で。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 端的に一言でというと難しいところがありまして……。ただ、予算編成に当たっては、これから到来する1年間の中での予算を想定をしておるわけでございますから、1年間の執行の結果、当然途中で追加の補正も出てくるものもあれば減額の補正も出てくる。また、しかしながら、不用

額として年度末まで残されてしまう予算もあるということでございますので、一言申し上げられるのは、そういった中では適正な年度中の予算の追加、削減、そういったものをやるというのが必要であります、それができないから不用額が残ってしまうのかなと考えておまして、私とすれば前年度の不用額が多く残ったところについては、翌年度についてより深く精査をしながら予算要求の査定をしていきたいということで対応している状況でございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、通告済みの過去20年間のプライマリーバランスの年度別の黒字、赤字の年もあったかと思うのですけれども、100万単位で結構ですから面倒でも示していただけませんか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

20年間ということですから平成3年からということになるかと思いますが、100万円単位で申し上げますと、3年度が2億4,100万円、4年度が3億8,300万円、5年度が5億3,000万円、6年度が、これはマイナスで2億7,400万円、それから7年度におきましてはマイナスで17億9,700万円、8年度が同じくマイナスで19億8,700万円、9年度がマイナスの7,600万円、10年度がマイナスの2,500万円、11年度が、これはプラスになりますが、9億7,700万円、12年度が6,900万円というような状況でございます。10年前の平成13年でございますが、9億3,400万円、14年度が5億1,500万円、15年度が4億7,100万円、16年度が4億600万円、17年度が3億3,400万円、18年度が3億円ちょうどということです。それから19年度が2億3,400万円、20年度が4億5,000万円、21年度が3億9,200万円、22年度が7億800万円というような状況でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） ただいま説明がありまして、平成6、7、8年あたりですか、赤字であったということには恐らくニュータウン事業が大きく関係しているのだと思うのです。例えば資源化センターを建設したとかいうニュータウンの中の工事の部分があるのだと思うのですけれども、その辺のところよろしいですか。そういうことならそれでいいのですけれども。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

今議員がおっしゃったこととおおむねよろしいかと思えます。ちなみに、平成7年、8年の状況を申し上げますと、まず平成7年度におきましては、地方債の借入れが11億5,000万円ばかりありました。それと財政調整基金の取り崩しが10億円、これが7年度17億9,000万円先のマイナスの要因になっております。それから、8年度につきましては、起債だけで22億360万円の借入れがございまして、これがプライマリーバランスを大きくマイナスにしている要因でございます。まさしくこの時期はニュータウン事業での道路、それから公園、下水道等の補助事業の最盛期ということでご理解をいただいて結構だと思います。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それでは、これ、足し算すれば簡単にできるのですけれども、では13年以降の10年

間のプライマリーバランスの黒字の累計額、総額は計算してあれば数字だけ示してください。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

過去10年間の合計は47億4,900万円余ということでございます。

「もう一回。四十……」と言う人あり]

○企画財政課長（中里重義君） 47億4,900万円余ということでございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） どうもありがとうございました。そうしますと、平成7年、8年ごろのプライマリーバランスの赤字もこの10年で大体帳消しというところに持ってきて、ようやく水面下から浮上してきたという段階に来ているのではないかと思うのです。

そこで、次にお伺いしたいのは、年度途中で大幅な増額、決算と予算が狂ってくる、大幅に増額、減額する場合があると思うのです。そうした場合には途中で増額補正なり減額補正なりしているようではございますけれども、22年度の決算を見ますと、地方交付税を一つ例にとりますと予算額と決算額に大きな差額が生じているのですね。これは国からの入金、私たちはよくわからないのですが、確定するというのがどの時点で確定するかわからないのですけれども、国からの入金が遅くて補正が物理的に不可能であったということでこういう予算と決算が大きく狂っているということになるのでしょうか。例えば当初予算でこれは13億くらいなのが決算では16億くらいで3億円ぐらいうれがあるのですね。途中9,000万ほど増額補正はなっているのですけれども、最終的に2億円ぐらいうれ狂っているのは、これは国の事務的な関係でおくれてくるのですか、原因は。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

当初予算の編成の時点では、当然当該年度の交付税額というのは前年の実績、それから国の地方財政計画を見ながら見込むしかないという実態でございます。交付税がおおむね決定されるのは8月に入った時点ぐらいということでご理解いただければよろしいと思いますが、22年度につきましては、国の補正予算の中で追加交付がございました。その追加交付の算定がなされたのが12月の、たしか私の記憶によりますと中旬ころだったかなと記憶しておりますが、そういったことで22年度については特にこれまでで見ますと異例の年だったのかなと考えております。

それとあわせて、議員がおっしゃるとおり補正を9,000万円ばかりしましたけれども、もっと近づけられるような補正をしなかったのはなぜかというようなことも含めてのご質問かなと思っておりますけれども、そういう中では前年度の繰越金もありますし、そういった面で特に補正財源等に不足も生じなかったというようなこともあったものですから、最終的に議員がおっしゃるような予算に対しての超過というような結果が出たわけでございます。これはなかなか、国の地方財政計画が最終的に決まる時期とか、そういったものとの兼ね合いで、どうしても前年度程度の見込みでしか当初予算は編成がしにくいという状況から、おおむね毎年予算よりは当然収入済額のほうが多くなっているというのが実態でございまして、どうしてもそ

うならざるを得ないということでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） わかりました。そうですね。板倉町だけで2億円も3億円も途中で増額するという事は、全国規模でいったらこれは2兆円にも3兆円にも相当する金額ですからね。これ、都道府県も加えたら大変な金額ですから、幾ら国が大きくても、あの今のような金欠病の国にしては金額が大きいからどうしてこんなことになったのかなど。それと、また結構財布が大きいから大ざっぱなのかなとか、そういう面も思ったので質問したのです。

次に、今度、続けて似たようなことなのですけれども、国保会計のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、国保会計の22年度決算の中に、歳入の中に第5款、いいですか、小嶋さん、前期高齢者交付金というのがあります。この前期高齢者交付金が当初予算では2億2,000万円ほど計上されておるのです。それで年度途中で1億5,000万増額補正されて、最終的には決算で4億2,600万となっているのです。当初予算の2億2,000万が決算で4億2,600万と約2億円の増額、2倍にもなっているわけです。この前期高齢者交付金は、恐らくこれ、支払基金からの交付であると思うのですが、これはどういう理由でこの2億円もの増額となったのか、支払基金はどのような説明をされているのか、わかりやすく簡単にお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） それでは、前期高齢者交付金につきましては、昨日の議会におきましても説明を申し上げました。平成22年度につきましては、平成20年度分の精算によりまして、平成20年度分の精算分1億2,418万6,982円が平成22年度の概算額3億1,871万599円と合わさって歳入となりました。結果、4億2,605万8,581円の歳入になったということでございます。当初2億2,000万円の予算計上でございました。これは22年度が初めての精算年でありまして、21年度は今年度精算になりますけれども、20年度、21年度の交付金から見て2億2,000万円というような計上をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、これは平成20年度分の前期高齢者医療の精算金ということですね。それが22年度に戻ってきたと、精算した結果、そういうことですね。この前期高齢者医療は平成20年からスタートしたわけですから、初年度分の精算ということになるわけですね。そうすると、これは当初の計算基礎といたしますか、それが何か支払基金で計算したのが狂ってきたということで戻ってきたことですか。そうしますと、これは21年分は今年度23年度にまた戻ってくる部分があるわけですね。この前期高齢者医療交付金の2億円もの追加交付ということで22年度の国保会計決算は大幅黒字となって一般会計からの法定外の繰り入れ分ですか、約1億2,000万円ほどが不用ではないが、もらうともらい過ぎだということで一応辞退したというか、遠慮したというか、そういうことでこれ措置したと思うのですけれども、こういうのは行政用語で何というのですか、小嶋さん。

国保会計では不用になっているのだけれども、一般会計では何も載っていないのだ、これね。

では、わからなければ結構ですよ。調べて後で、わからなければ。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） ただいまのご質問でございますけれども、補正はとっておりませんので、予算的には歳入の予算現額はそのままということですね。

「何も載ってないですね」と言う人あり]

○健康介護課長（小嶋 栄君） はい。

「その措置を何というのかと思って。まあいいです」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、この22年度分はそういうことであって、それで今度23年度、今年度も21年度の精算金が戻ってくるのが予想されるわけで、そういうことでもう23年度は予算も多く計上してありますよね。そうしますと国保会計は当分は一般会計からの法定外繰り入れなしでも何とか運営できるという見通しのようなのですが、そういうことですか、課長。

○議長（野中嘉之君） 小嶋健康介護課長。

[健康介護課長（小嶋 栄君）登壇]

○健康介護課長（小嶋 栄君） 今年度の会計によりまして、一般会計からの法定外の繰入金につきましては7,791万円を予算計上させていただいております。医療費、特に保険給付につきましては不確定な部分がございます。今の段階で今後法定外の繰入金がないかということですが、それはこの場では明確にはありませんとはお答えできないような状況にあります。やはり年度末になってある程度の年間の保険給付費が確定した段階でそういう判断はできるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） なかなか安全運転の手がたい答弁で。私は、今年も半分道中來ているわけだし、まああと半年先だから、ああいう大震災みたいなことでもない限りは恐らく例年どおり来年の3月を迎えることができるのではないかなと思うので、その予測を伺っておるわけですが、何が起こるかかわからないということのようで、それは事実なのですから、それはそれでいいでしょう、そういうお答えなので。恐らく今年度も法定外の繰り入れは不用になるのではないかと私の予測ではなっているのですけれども、それはそれでいいでしょう。

そこで、一般会計からの繰り入れ不用ということは……今のは国保会計から見た場合ね。一般会計サイドに立てば国保会計への繰り出しは不用となるわけですよ。そこで栗原町長に今度はお伺いしたいのですけれども、町長は国保会計の赤字の穴埋め、要するに法定外の繰り出しを大変心配されておったわけです。支払基金の計算違いか、計算の方式の変更か、その理由はいずれにいたしましても、前期高齢者医療交付金が幸運なことに毎年2億円も板倉町に交付されるという、2億円増えた金額がつくようになったわけです。当面板倉町の高齢化率は上がることはあっても下がることはないと思うので、当面この傾向は続くのではないかということを想定しますと、国保会計は当面よほどのことがない限りは、5年も10年も先はわからないですよ。この二、三年はやっていけるのではないかということと私は予測しておるわけです。22年度はもう既に決算出ているわけですし、23年度の法定外の繰り出しも恐らく不用になるのではないかと。このような性質の金の処置というか処分というか、を町長はどのように考えているのか伺いたいです。もっとかみ砕い

た言い方をすれば、俗な言い方をすれば1回出した金が戻ってきたわけですよね。そういうケースと同じようなもので、その金の使い方についてお伺いしたいのですが。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） この間の国保審議会、いずれも市川議員さんが委員長のとくに国保会計が非常に厳しい状況にあると報告を受け、その時点では確認もしていたものですから。というのは、その時点での未来予想がどんどん、どんどん、支出がこのまま右肩上がりで行くとパンクをするというようなことも踏まえて、でも今年のそういう結果でこの間の国保審議会で私も安心をした反面、見通しの甘さをみずからおわびを申し上げた経緯がありますよね。要は余った金を青木さんはどこへ使えというのは何となくわかりそうな気もするのですが、いずれにしても必要だと思って予定をしておいたお金がそういった形の中で、不用意に1億円出せというのでは困ってしまうけれども、1億円例えば余ったということであれば、それは我が町は幾らでも使い道はあるわけでありますから、そういう意味ではよかったなと思っております、端的に言えば。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 別にこれは栗原町長が計算違いしたわけでもないし、事務方がやったわけでもない、支払基金の間違ったことなのでしょうから、別に原因はそこにあるのだと思うのです。ですから、何となくこういうものは幸運というかラッキーというか、そういうようなお金だと思うのです。そこで、余ったお金なんかの場合ですと、企業などでいけば、利益第一主義の企業であってもいろいろな処分方法を考えると思うのです。社員にボーナスで支給するか、あるいは株主への配当に充てるかとか、あるいは本来の内部留保といいますか、企業の目的は利益の追求ですから、財務内容を強化して競争力の強化に努めて、それが企業の本来の姿だと思うのです。

企業なら何年連続増収増益なんていうのは、それを実現することは名経営者だと評価されるわけですが、自治体会計となると必ずしもそうではないのではないかなと思うのです。財政の健全化というものは、これは大切だとは思いますが、もう既に決算にも出ていますように板倉町の将来負担比率も1%だと。ゼロですよね、1%ということは。そういうことが出ておるわけです。財政の健全化が重要なのはわかるのですけれども、しかし何年も連続プライマリーバランスの黒字の達成というような財政運営は評価されるとは思えないのです。5年単位、10年単位、先ほど示してもらいましたけれども、それで見ればプライマリーバランスというのは均衡が望ましいのではないかと。年度によって黒字のときもあれば赤字もあると。でも、5年単位、10年単位を通せば収支均衡を図るのが財政運営が求められている望ましい姿勢ではないかなと私は思うのです。

そこで、今後のそれに基づいた財政運営について伺うわけですが、その前に中里課長に1つまた簡単に数字だけお伺いしたいのですが、手元にありますか。平成20年、21年、22年、23年、24年、25年、26年と借金の返済額、予定額。22年まではもう確定でしょうけれども、23年以降は一応予定ということになるので、ありますか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） 申しわけありません。今手元に持っておりませんので。

○9番（青木秀夫君） ああ、そうですか。はい、わかりました。では持っていなければ私が示します。

簡単にわかりやすくアバウトに四捨五入でいってしまいますから。平成20年度の返済額は7億円です。21年度も約7億、22年度も7億、23年度、今年度は6億の予定ですね。24年が4億円、25年も4億円、26年は3億円の返済予定になっておるわけです。これはまだ先の話はわからないわけでしょうけれども、そういう予定になっているわけです。今数字を示したのは、ここ3年ぐらいに比べると、特に平成24年以降は年間3億円ぐらいの返済額が少なくなってくるということは、今までのような財政運営を続けるならばその金が浮いてくるわけですから何かに使えるわけです。

そこで、先ほどの国保会計への繰出金の不用の見込みとか、今の借金返済額の差額が浮いてくるとか、年間2億から3億浮いてくると思うのです。そういう金額を踏まえると、24年以降の予算編成というのは大分ゆとりが出てくるといいますか、いろいろなところに金をどう使おうかという、いよいよ翌年度以降に頭を使う時期に入るのではないかと。これ、今のような堅実な財政運営を続けていると相当の黒字が発生してしまうのではないかなと思うのです。

それでお聞きしたいのですけれども、皆さん、慎重な安全な答弁するので先に言っておきますけれども、「一寸先はやみなんですよ」という答えが出てくるのですよ、大体。「何が起こるかかわからないですよ」と。だから、それはそうなのだけれども、一応来年以降も平常であるということが前提で答弁願いたいと思うのです。それとまた、厚生病院の建てかえだとか、あるいはごみ処理場の施設の設置だとか建設だとか、私もそういったことも踏まえてのこれは質問ですので、その辺も踏まえて24年以降はどんな財政運営を図ろうかというような基本方針をちょっとお伺いしたいのですけれども。まだ幾つか質問がありますから、簡単をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） お答えいたします。

あくまで議員がおっしゃるとおり収支等に変動がないという仮定のもとでのお答えをさせていただきますが、そういうことであるとすれば、確かに起債の償還もだんだん減少してきますので、いわゆる投資に回せるお金が幾らか増えてくるのかなと考えております。ただ、一番私ども……私も特にそうなのですが、今これはとっているのは、この庁舎の建てかえをできればいいなと。できればいいなというより、したいなと。3月11日の地震でもこのとおり存続していましたので多少自信はついたのでありますが、それにしてももう53年を超えておりますので、近いうちには建てかえができればと考えております。そういったことを考えますと幾ばくかの貯金を残していきたいということもありますので、議員が考えているほどは投資には回せないだろうと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） それともう一つ中里課長に、簡単に答えてね。22年度決算では土地開発公社から土地を5億5,000万円で引き取ったでしょう。あれを引き取ってもなおプライマリーバランスはあれほど黒字が出たの。5億5,000万の土地引き取ったのでしょう。それでなおかつあれだけの黒字が出てしまったの。

そういうことですか。

○議長（野中嘉之君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） はい、そうです。計算は先ほど申し上げましたとおり7億800万円です。

「わかりました。いいです。いや、すごいなと思って」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） この22年度決算で土地開発公社の5億5,000万の土地を引き取っても、なおかつプライマリーバランスが黒字になってしまうのだと。20年以降は、先ほど示されたように町債の返済額も年間2、3億は減る見込みだと。国保会計の繰出金も不用が見込まれると。これ、バラ色ですよ。それらの財源を直面する課題の解決に、あるいは身近な行政サービスの向上とか福祉の増進に積極的に、先の話ではなくて直ちに充てていくのが行政だと私は思うのです。先ほど中里課長に先を越されてしまったのだけれども、これから言うのは、以前から栗原町長も庁舎でも建てようかということを入念に職員にも検討を指示しているということは何回も言っております。こういう財源を充てれば、そのうちなんて言わなくても来年からだって着手できるのではないかなと私は思うのですけれども。

それと、合併は時代の流れですから、いずれそういう時期が来るはずで。合併を視野に入れて10年、20年先を考えれば、多目的なコンパクトな何にでも転用可能な小さな庁舎でもつくるのを考えたらどうかなと私は前にも言ったのですけれども、また同じことなのですから、今の財政力なら十分、貯金してためてなんて言わなくてあつという間にできるのではないかと私は思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木議員さんといつも見解が違うのが、青木議員さんはプライマリーバランスを中心に論理展開する、私はそれも一応頭に置きながらですが、町に今借金が一体幾らあつて貯金が幾らあるかということ、それを少なくしながら毎年毎年幾らかでも、会社でいえば剰余金というか、それを積み上げて役場なら役場、目的の事業へ投資できる目標を立てていこうという考え方でございまして、今現在が町の借金は一般会計地方債残高が39億5,000万、それから下水道特会が13億、それから水道会計の地方債残高が8億8,000万、合わせて60億円あるのです。それに対して貯金が、歳入歳出差引残高も含め、財調、減債、特目基金、それが20億3,000万、土地開発基金2,314万に今度はなりました。土地開発基金は減りましたですね。それから、奨学資金等々かき集めても38億7,000万なのです。その差が約二十何億かあるわけですね。

ですから借金は、これをいつも私は減らしながら、この差をできるだけなくして、でもやっぱり、いつも青木議員さんの言っている黒字を目指すばかりが能ではないということも考えながら、ここへ来て幾分か、いわゆる毎年毎年の努力の結果として、あるいは今年みたいに予期せぬ内容での剰余金も言ってみれば出ているわけですから、そういったことも考えていきますとそんなに遠くないうちに役場の建設みたいなものも可能なのかなということで、昨年あたりからいよいよ真剣に考えるか、どこの役場が幾らでできたよ、邑楽町が幾ら、明和が幾ら、それに対して我が町をつくるとしたらどういうものがあるか、適正規模は、坪数はどのくらいかとか調査に今入らせておりますが、そこでこの間、場所もどこへつくったら一番いいのだろうかみたいな話まで踏み込んできているわけでありまして。したがって、私もためて、いつも議員さんに言わ

れますが、貯金通帳を見て、自分の通帳ならにこにこしますが、これは町民の財産ですから、それをやっぱり安全を保ちつつ、いわゆる投資も積極的にしていくとございます。

青木議員さんは、厚生病院が幾ら、1年当りにすれば七、八千万じゃないかと、ごみの関係が幾らじゃないかと。でも、その2つ合わせれば1年に今よりも減る分ぐらいの返済額がやっぱりまたそれで出てくるわけですから、さらに借金と貯金の格差を縮めていくこともどうしても多少しなくてはなりませんし、したがって来年からということではありませんが、そんなに遠くないうちにそういう準備もさせ始めているということは事実でございます。

場所もどこへつくったらいいか。今青木議員さんはいみじくもコンパクトにという話をしましたが、多目的がいいのか、ニュータウンに対して同じそういったものを、つくる場所によって相乗効果がどこに出るのか、出ないとかとかも含めて議員の皆さんにも考えていただきたく、この前でしたか、そういった問題提起もしたところでもございます。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） 早く建てないと、ここにいる皆さんも庁舎に入ることなく定年になっていってしまいますから、いるうちに入れるように皆さんも町長のしりをたたいて、「早くつくりましょうよ」と言って全体でスクラム組んでそういう方向に持っていければと思うのです。

先ほど借金の話ですけれども、いつも言うのですけれども、臨時財政対策債というのは国が担保しているわけなのでしょう。だから、あれは借金ではないのですよ。名義貸しなのですよ。それを含めるとずっと減ってしまうわけですので、その水かけ論みたいな話をいつもしているわけですけれども。だから将来負担比率は1%と出ているのだから、これはもう1%というのはないに等しいわけだから、まあ1年分ぐらいな借金したって決して不自然でもない。350%は許容範囲と言われているのです。夕張市が1,200%と言われているのでしょう。国なんかどうなのですか。2,000%ぐらいではないか。そんな健全な板倉の財政なのですから、余り貯金をどうのこうのと言わずに、早くやらないと意味がないということにもなるわけですよ。そのうち、使わないうち皆さんも定年になってしまう可能性もありますから、在職中に建物を早くつくって、新しい我が家で仕事をするというようなことも考えていただければなと思うのです。

それから、経常収支比率だって22年度、たまたまかどうかわかんけれども、85%だと。今のような堅実な財政運営を続けると、来年以降これは80を切ってしまいますよね。そこで、私はいつも言っているので、水戸黄門のストーリーみたいに同じことばかり言うのですけれども、庁舎もさることながら、これだけお金があるのだったら駅前商業地の活性化のために何らかの投資をして、ニュータウンももう間もなく20年になってしまいますからね。ですから、毎回同じ意見で恐縮なのですけれども、もう検討という時期は過ぎているわけです。実行の時期ですので、前回も同じことを言ったのですけれども、だれにも負けない実行力のある栗原町長の実行力で早急に何か取り組んでもらいたいと思うのです。お金も用意できたのですから、いかがでしょうか。

もちろん企業局の協力なしには前進しないわけですけれども、その企業局を説得、動かすのも町長のリーダーシップですので、だれかが仕掛けなければ物事は前に進みませんので、駅前商業地の活性化の仕掛け人になっていただけないでしょうか。小中学校のエアコンの設置のようにスピーディーにできる行動力あるいは実行力も持っておるわけですから、あんなお金要らないですから、ほんの少しで済むわけですから、

もう24年度にでも早急に着手するとか考えてもらって検討してみてください。最後に一言。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木議員さんの言うこともわかりますので、この間からというか、あそこへ例えば青木議員さんが言っているように最初は5,000万でも3,000万でもいいからプレハブみたいなもの、その次は1億円ぐらいなものでも建てれば、例えばそれが卵になりニワトリに発展する可能性もあるというような問題提起をされておりまして、それもやっぱり今の状態が全く動かないのであればそういったことも考えなくてはならないなということも答弁してきました。その期間が1年半ぐらい、もう少し時間くださいよということですね。

例えば5,000万や1億円をあの数地につき込んでも、その直後に、その結果としてそれが邪魔をしてその先の発展を……おいしい話が来たのになんていうことがあってもならないので、投資をするときにはそこへ1億とか2億でなく20億ぐらい投資をして役場をつくったらどうかとか、そういうことも正直言ってこの間投げ込みましたが、果たして今の板倉町で距離的に真ん中の田んぼの中へ役場をつくることだけを求めているのだろうか。あそこへつくっても、確かに位置的には真ん中になりますが、時間で2分かそこらきり違わない状況の中で、やっぱり真剣にそういう意味では、例えば役場がそれなりに一定の視野の中に入ってきた中でどこへつくるかと。

どこへつくるかによって、例えばニュータウンにつくれば、例えば役場が3階必要であれば4階建てにして、下へいろんなテナントも入れるとか、そういった例えば考え方をとって、それをまた起爆剤としていろんな商店も出てくるのではないかと、正直言って今いろんな可能性を含めて検討しておりますが、果たして、恐らく町議会の議員さんの中には何で、真ん中だ、真ん中だというような方もいるでしょうし、そういう意味ではぜひ議会の皆様方にもプレハブをせっかく、例えばこの先は進出がないだろうということであきらめて……これは駅前広場のあそこに限っての想定した話を今していますが、結局は帯に短したすきに長しみたいなことになってしまうことよりも、向こう何年かを見通した上の中でそういった一つのプランみたいなものも考えてみるべきかなというふうにも考えておりまして、ぜひ議員さん方についても、今のこの時代でセンター地区にセンターをつくるということで出発をしてくれているわけですが、ニュータウンが本当に幾ら頼んでも押んでも今のままでは動きがないということは今のところ事実ですね。でも、水面下でおやっというような話も来るのですが、それがしっかりと約束になるまでに果たして、いわゆるちゃんとした話かどうかもわからないぐらいの程度ですから、随分名前の大きな進出の話も2回ぐらい来ると終わってしましますね。

ということで、仕掛けるについてもそういった昔から板倉の役場の出張所みたいなものをあそこへつくれとか、いろんな話もありました。郵便局も欲しいとか。やっぱりそういったことも含めて、原点として町が一番ここで大きく投資をすべき時期には来ていると。それをどこへつくるかによって同時にニュータウンの起爆剤にもなるかもしれないということも含め考えております。

したがって、青木議員さんが5,000か1億でちょっとと、とりあえずつくれよ、だめだったらブルでも持ってきてぶっ壊してしまえばいいのではないかというようなことについては、今の時点では安易に100%わかりました、そうしますとは言えません。ただ、青木さんの言わんとするところの論理は私も全く同感に思

っておりますので、今言ったようなことも一つの材料としてぜひ議員の皆様方にも真剣に、役場の庁舎は昔、確かにセンター地区をつくる時はそこだったのですが、でも果たしてそこへつくって同じ投資をして、ニュータウンをつくったときに住民の利便性がどれだけ落ちるか、同じ着物を着がえてニュータウンに行くのと西地区の一番遠いところから行くのでも、そんなに役場へ来るのに物の何分も余計はかからないだろうと。私はそう考えるのですが、それでもし20億なりの投資をして、あそこが活性化する可能性の起爆剤となれば、そういうような方向性を真剣に模索もしたいと思っておりますが、そこら辺のところもある意味では大きな事業になることも含め、批判的にもなるわけですから、ぜひ議員さん方も、例えば役場をつくるには、もう何年か後にはつくれるだろうと、それなりの時期に来ていますと言っていることですから、しかもその投資効果をどこに見出すか、どこの会社も来ないものを役場が仕掛けるとすれば、今やれるものではそれが一番いいのではないかと考えていますが、そこら辺のところでは今青木さんの話に対しては率直に心理あるいは考え方については同感であります。ただし、5,000万や1億円のものでという形よりももう少し真剣に慎重に考えてみたいと思っております。

○9番（青木秀夫君） 時間が来てしまったね。あと1分だけちょっと。答弁は要らないですから。

今町長の言わんとしていることもわかるのですけれども、石橋たたいて渡らないといつも渡れないし、今もそのうちに何かいい話が後で来るからと。結婚だって相手にもっといいのがいるかもしれないと、一生結婚もしはぐってしまうのと同じように、やっぱりある程度思い切って、後でしまった、失敗したということがあったって、これもまた人間なのですから、失敗とかリスクを恐れずに、時には、それが致命的であってはいけませんけれども、リスクのとれる範囲で話を先に進めないと、時間はどんどん過ぎていってしまいます。話だけですぐ2年、3年、5年たってしまうので、ぜひそういうことのないようにできることから手がけていくということをぜひお願いして、何とかあそこをいい方法で活性化する方法に、仕掛け人になってもらいたいと思うのですけれども。ほかの職員の皆さんにもひとついい知恵を出してもらって、よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了しました。

ただいまの質問で本日の一般質問のすべてが終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） あすの9日は総務文教福祉常任委員会を開催します。10日及び11日は休会とし、12日には産業建設生活常任委員会を開催します。13日と14日の両日は、各常任委員会の決算事務調査を行います。15日は休会とし、16日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午後 3時27分）